

令和7年9月橋本市議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月9日（火）

議事日程第3号

令和7年9月9日（火） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番7	11番	岡本安弘君	82
順番8	16番	土井裕美子君	88
順番9	17番	石橋英和君	97
順番10	18番	中本正人君	106
順番11	4番	梅本知江君	112
順番12	5番	阪本久代君	121
順番13	6番	高本勝次君	132
順番14	3番	岡本喜好君	142

議員定数18名

出席議員18名

1番	森下伸吾君	2番	板橋真弓君
3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	12番	小林弘君
13番	田中和仁君	14番	南出昌彦君
15番	辻本勉君	16番	土井裕美子君
17番	石橋英和君	18番	中本正人君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田実君	総合政策部長	井上稔章君
総務部長	中岡勝則君	経済推進部長	三浦康広君
農業委員会事務局長			
健康福祉部長	犬伏秀樹君	危機管理監	大岡久子君

建設部長	石井 隆博君	会計管理者	兼井 和彦君
上下水道部長	堤 健君	教育部长	岡 一 行君
消防長	永井 智之君	病院事務局長	池之内 正行君
選挙管理委員会事務局長	辻 本 昌亮君	監査委員事務局長	岩坪 恭子君
財政課長	三嶋 信史君	政策企画課長	辻 本 真吾君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 笹山 燐
議事調査係長 中井 ユリ

議会事務局次長 森本 和也
書記 諸田 泰己

(午前9時30分 開議)

○議長（田中博晃君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（田中博晃君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中博晃君）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、4番 梅本君、7番 岡君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（田中博晃君）日程第2 一般質問を行います。

順番7、11番 岡本君。

[11番（岡本安弘君）登壇]

○11番（岡本安弘君）皆さん、おはようございます。一般質問2日目の1番目の登壇者ということで、しっかり務めてまいりたいと思います。

それでは、議長のお許しを頂き、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

2017年4月1日から学校教育法施行規則の一部改正により部活動指導員が制度化され、

令和3年度より休日の部活動の段階的な地域展開が推進されています。導入に向けては、様々なメリット、デメリット、また地域性などもあり、ハードルは高いと考えられます。そこで、身近な存在である外部指導員、学校ボランティアに目を向け、部活動や授業の助けを受け、教職員の負担を軽減していくべきと考えます。

令和4年6月の同僚議員の質問において、指導者不足により、競技経験の少ない教員が指導せざるを得ない場合もあることから、部活動指導員を配置して活動している競技もあるということでした。

また、令和6年12月の質問において、県や県教育委員会への要求や近隣市町との連絡調整を行いながら、生徒の豊かな学校生活の実現に向けて課題解決に取り組んでいくとの答弁でした。

そこでお伺いいたします。

1、橋本市における部活動指導員やボランティアの現状と課題は。

2、部活動の地域展開に向けた進捗状況は。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君の質問、小・中学校における外部指導者や学校支援ボランティアに対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）おはようございます。よろしくお願ひいたします。

小・中学校における外部指導者や学校支援ボランティアについてお答えします。

まず、一点目の橋本市における部活動指導員やボランティアの現状と課題についてですが、現在、学校では地域の多くの方々から様々なご支援を頂いています。例えば家庭科の授業においてミシンの使い方を、ふるさと学習の授業で地域の歴史を、放課後に学習支援や工作を教えてくださる方をはじめ、給食の配膳に慣れない小学1年生へのサポートや、登下校時に地域で見守ってくださる方、夏季休業中の体験教室のご指導を頂く方などです。

学校種や学校間に差はありますが、平均して週当たり5名から10名程度の方々にご協力を頂いています。令和6年度の活動人数は延べ約4,000人と、本当に多くの方々にご協力を頂いており、深く感謝しています。

これらのボランティアについては、教育コミュニティのコーディネーターを通して募集を行うことが多く、学校現場の負担軽減にもつながっており、学生から高齢の方まで幅広い世代の方々に協力いただいています。しかしながら、近年は定年延長等に伴い、60歳以上ながら現役時代と同様に仕事を続ける方も増えています。これらのことから、新たに地域で活動される方が増えにくい状況であり、持続的な人材確保が今後の大きな課題であると認識しています。

次に、二点目の部活動の地域展開に向けた進捗状況についてお答えします。

部活動の地域展開については、和歌山県が令和8年度までを改革準備期間とし、令和9年度から10年度の2年を地域クラブ活動の充実期間とし、まずは休日の部活動の地域展開を段階的に進める方針としています。その上

で、令和11年度からは、各市町村が地域の実情に応じて地域・学校で持続可能な活動を実施するとしています。

本市では、令和6年度から教育委員会で検討を始めており、関係課による協議を4回実施するとともに、県主催の研修会に参加するなど、基礎的な情報収集を行ったところです。

令和7年度からは、教員OBを担当者として1名配置し、教育委員会内の協議や小・中学校教職員へのアンケートの実施、部活動顧問への聞き取り等を実施しています。また、6月には県教育委員会事務局の担当者を講師に招き、教職員対象の勉強会や民間団体を対象とした説明会を開催し、部活動地域展開への理解を深めているところです。

現在、令和6年12月議会において8番議員に答弁したとおり、令和8年度に本市の基本方針を策定するべく、部活動の地域展開に向けて取り組んでまいります。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君、再質問ありますか。

11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。部活動の地域展開についての進捗を今お聞かせいただいたわけですけれども、令和8年度に本市の基本方針を策定する、取り組んでいくというご答弁を頂きました。令和9年度、10年度の2年間を地域クラブの充実期間として、休日の部活動の地域展開を段階的に進める方針であるということあります。令和11年度からは各地域の実情に応じて実施していくということでしたが、現在、様々な部活動に多くの生徒が参加されておりますけれども、令和9年度から休日の部活動の地域展開を段階的に進めていく中で、地域クラブに部活動を担っていただくことが一般的かと思うわけなんですけれども、地域展開には一般的にどのような方法が考えられるのか、お

答えいただけますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

スポーツ庁は、運動部の部活動の地域展開の実証事業の中で、運営形態の取組みイメージとしまして大きく三点に分けております。

一点目に、市町村が事務局等の形で運営に関わり、地域団体や人材を活用するパターンや、任意団体を立ち上げて任意団体が運営する方式や、競技団体と連携して運営する方法があります。

二点目に、地域スポーツ団体等運営型としまして、民間団体が運営する形でクラブ活動を実施する方式があります。

三点目は、そのほかとしまして、学校と関係する団体が運営する形で実施するものの三点があります。

また、学校部活動の地域展開ではありませんが、合同部活動の導入によります拠点校方式での実施や、部活動指導員の適切な配置により実施することも想定されております。

以上です。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。三点、今一般的な方法をお答えいただいたんですけど、任意の団体を立ち上げるのか、また、民間団体が運営委託し実施していく、それと、学校と関係する団体が運営する、一般的にはこの三点ということをございます。

先ほどの答弁の中の拠点校方式ということではありますけれども、在籍校に希望する部活動がない場合に、拠点校方式による合同部活動が行われるということなんですけれども、少子化によって、そういったことも今後考えていかないといけないのかなというふうに思いますし、もしかすれば希望する部活動がないために、今現在もほかの部活動を選択しておられる子どもたちもいるのかなというふう

に考えられるので、拠点校方式については通告外でありますので、また次回に質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、令和8年度に基本方針を策定するとのことでありますけれども、先ほどお聞きした三点の方法が考えられる中で、本市としてはどのような方法で地域展開していくのか、そしてまた、どのような種目から地域に展開していくのか、また、保護者負担や送迎の有無など、どのような検討状況なのか、お伺いいたします。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

部活動の地域展開に関しましては、令和8年度に方針を立てていきたいと考えております。検討委員会の場で協議いただきたいと考えております。現在のところ、詳細をお答えできる状態にはございませんが、限られた人的資源を有効に活用しまして、生徒たちがスポーツや文化に親しめる機会を持てるよう、結果として教職員の負担軽減につながるよう、あらゆる方法の中から適した形を検討していくと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。いろいろな検討をしていかないといけないと思うんですけど、その辺、教職員の負担軽減につながるようなあらゆる方法をしっかりと考えていただきたいと思います。

それで再質問なんんですけど、教員へのアンケートや部活動顧問への聞き取りを実施したことなんですけれども、どのような項目で、結果はどうなっていますか。

また、6月に開催した民間団体への説明会、どのような説明会の内容で、何名程度参加されておりますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

教職員へのアンケートとしまして、市立の中学校と小学校の教職員にアンケートを行いました。

中学校では、「休日の部活動が、学校ではなく、地域の団体が運営することについて賛成ですか」、あるいは、「休日の部活動が地域展開になった場合、指導者として兼業・兼職で関わってもよいですか」、そういう項目のアンケート、全7問を実施いたしました。

結果としましては、「休日の部活動が、学校ではなく、地域の団体が運営することについて賛成か」につきましては、「賛成である」、「少し賛成である」を合わせますと、約92%が賛成派でありました。また、「指導者として兼職・兼業で関わってもよいか」につきましては、「思う」、「少し思う」を合わせますと、約34%となりました。

小学校では、中学校の部活動が地域展開される方針が出ていることについてなど、6項目のアンケートを行いました。

結果としましては、「知っている」、「少し聞いたことがある」が約86.7%。部活動顧問への聞き取りでは、初心者でも入りやすいようにしてほしいなどの意見がありました。

また、6月に開催しました民間団体対象の説明会では、県教委から担当者を招聘しまして、部活動地域展開の全体イメージや地域展開のスケジュールイメージなどをご説明いただきました。

なお、参加者は31名でした。

以上です。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。まずは休日の部活動の地域展開を段階的に進めていく方針ということで、今回、アンケート実施結果についてもご答弁いただいたわけ

なんですけれども、部活動の地域展開に向けて、将来、平日の部活動のこともやはり視野に入れなければいけないのかなというふうに思っております。それにあたっては、やはり人材の確保が大変重要となってまいります。地域とか地方では、人材確保に限界もあるというふうに思うわけなんですけれども、部活動指導員の充実と並行して部活動の地域展開に向けて、人材確保に教育委員会としてどのように考えておられますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

熱心に活動いただいている個人の方や団体も多くあるんですけども、やはり都市部に比べますと人材確保に限界があるというのも現実でして、そこは大きな課題と思っております。そのような中で、教員の兼職・兼業も含めまして、あらゆる手段を検討しながら人材の確保に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）あらゆる手段を検討していくわけなんですけど、先ほどのアンケートの中で、「兼職・兼業で関わってもよいか」という問い合わせの中で、「思う」、「少し思う」を合わせると、現状は約34%の結果がありました。人材を確保するにあたり、兼業・兼務について議論をして、教職員にもご理解いただきまして、人材の確保に努めていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、地域展開についてはこの辺にとどめさせていただけております。

以前から導入していただいている部活動指導員の現状について、少し教えていただけますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

部活動の指導員の現状につきましては、現

在8名の指導員を任用しております。内訳としましては、バスケットボールが3名、卓球、剣道、サッカー、吹奏楽、美術が各1名の計8名の指導員となっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。約3年前に同僚議員のほうから質問していたいたときは2名少なかったのかな。2名増員されて、現在は8名の指導員が活躍していただいております。内訳も今教えていただいた、吹奏楽とか美術とか文化系の部活動指導員も活躍していただいているということなんですけれども、部活動指導員に対する予算措置についてはどうなっておりますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

令和7年度の当初予算では、年間75時間の10名分として予算措置をしております。会計年度の任用職員の報酬と費用弁償を合わせまして、当初予算で126万9,000円を計上しております。

以上です。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）10名分の予算措置していただいておるということで大変ありがとうございますけど、そうしたときに、部活動の状況というのは今どうなっておりますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

5月1日現在の状況になるんですけども、中学校の生徒数、全体で1,184名の中で、運動部に加入している部員は857名、約72%、それから文化系に加入している部員は234名、約20%、未加入の生徒は91名ということで約8%となっております。

部活動の設置状況につきまして、運動部になるんですけども、令和7年の中学校の競技

種目数につきましては5校で5種目から9種目という形で、幅はあるんですけども、そのような形で今現状が動いている状況でございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。先ほどからもお話があるように、8名の部活動指導員の方が現在活躍していただいているわけなんですけど、先ほどからもお話の中で、やっぱり人材の確保というのが大変かなというふうに思っています。そんな中で部活動指導員を継続して確保していくことについて、教育委員会として今困難だなと思っている点は、あれば教えていただけますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

やはり教育の一環として資質やコンプライアンス意識が重要でありまして、その上で、指導時間帯などの条件が合致する人材を見つけることが一番困難です。非常勤講師が兼務するケースもあるんですけども、やはり条件に合う方が、時間帯とか曜日とか、そういうところが、一番調整が難しいかなというところでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。都市部と違って地方においては人材の確保、絶対的な数が違うので、大変難しいところかなというふうに思うわけなんですけども、部活動の地域展開について、令和11年度に向けて取り組んでいくと。部活動指導員も継続して予算措置もしていただいて、任用できるように人材を確保していただきたいというふうに思います。

それでは、大項目にあります小・中学校における外部指導者や学校支援ボランティアに

ついて、最後、質問させていただきたいというふうに思います。

今現在も小・中学校の授業やクラブについては、いろんな方にご協力いただいておるところなんですけれども、そこから部活動指導員、部活動の地域展開と、部活動についての取組みは進んできておりのことです。しかし、今小・中学校においては、外部指導者や学校支援ボランティアの協力なくして授業、そしてクラブは成り立っていかないのかなというふうに思うわけなんですけれども、そういった方々は学校にとってではなくてはならない存在であるというふうに思っております。そういった方々の人材の確保は喫緊の課題だと考えておるわけなんですけれども、壇上の答弁で持続的な人材の確保が大きな課題というふうに言われておりましたが、具体的にはどのような対策を考えられておりますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

持続的な人材確保のためには、まずボランティア活動の魅力ややりがいを広く発信していくことが重要だと考えております。

具体的には、市のホームページを通じまして、教育コミュニティの活動の様子を紹介しますとともに、ボランティアの募集について掲載をしております。

また、各地区の教育コミュニティのコーディネーターを中心に、知り合いの知り合いといった形で、若い世代や子育て世代の方々にも関心を持っていただけるよう働きかけを強化しております。

なお、ボランティアで部活動の指導を行っていただくケースもありまして、このような場合でも、部活動指導員と同様に競技歴や指導経験、さらにはコンプライアンス意識が重要ですので、条件に合った人材を確保することは容易ではありません。当該中学校

の卒業生や競技団体に相談するなどしまして、適任者を探す取組みを行っております。

また、近年では、大学で教員免許を取得する際に授業の一環として、学生がボランティア活動を行うケースも増えております。そのような学生がボランティアとして部活動の指導を担当する場合もありますので、一緒に指導してもらっているという現状でございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。持続的に人材の確保に努めていただきたいんですけど、なかなか時間的なところとか、現代の方々は仕事を持っていたりとか、そういうところで、人材の確保というのは大変かなというふうには思うんですけど、やはりそういったところの人材の確保をしていかないと、学校の運営も成り立っていかないのかなと思いますので、その辺はしっかりとやっていただきたいというふうに思うんですけど、部活動指導員の任用の継続と部活動の地域展開、新しい取組みは、今どんどんと進めていただきたいというふうに思います。

その一方で、小・中学校の授業とか、クラブの運営に密接に関わっておられます外部指導者や学校支援ボランティアの人材の掘り起こし、確保について、継続して行っていただきたいというふうに思います。それがまた、教職員の負担の軽減ともなると思いますし、子どもたちにもいろんな経験をさせていただくよい機会になるのかなと思いますので、お願いしたいと思います。

人口減少の中で人材を確保していくというのは、確かに容易ではないというふうに思うんですけども、未来のある子どもたちのためにもしっかりと人材を確保していただいて、継続したこういう支援をしていただけるようにお願いをしたいと思いますので、その辺は

よろしくお願ひします。

お願ひをして、お願ひばかりなんすけど、人材の確保というのは一番の喫緊の課題だと思いますので、その辺はしっかりといろんなアンテナを高くして、確保していただきたいというふうに思います。

最後、お願ひをして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君の一般質問は終わりました。

機器の準備のため、暫時休憩いたします。

（午前9時56分 休憩）

（午前9時58分 再開）

○議長（田中博晃君）再開いたします。

順番8、16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）皆さん、おはようございます。ちょっと機器の準備に手間取りましたけども、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。今回の私の質問は1項目でございます。

香りの害と書いて「こうがい」と読む、香害対策についてでございます。

近年、洗剤や柔軟剤、芳香剤、消臭スプレー、整髪料などの強い香りを持つ製品の普及が進む一方で、香料、化学物質によって頭痛や吐き気、呼吸困難、目まい、倦怠感などの体調不良を訴える方が増えております。これらは香害と呼ばれております。

この香害は、化学物質過敏症の発症や悪化にもつながり、子どもから高齢者まで幅広く影響が出るおそれがある大変深刻な健康問題でございます。

また、学校現場でも香料によって症状が出るために、登校が難しくなったり、それがき

っかけで不登校に至るケースも全国では報告されております。

現在では、学校だけでなく公共施設や病院、介護施設など、人が多く集まる場所でも同様の被害の声もあり、社会生活に支障を来す事例が増えてきております。

本市においても、市民の方から「学校や職場で柔軟剤などの香りで頭痛がする」などの声が寄せられており、これは本当に見過ごせない人権問題、健康問題であると考え、今回は何点か質問をさせていただきます。

まず、1、本市における実態把握について。

香料による健康被害について、相談件数や報告、また、学校や公共施設での影響をどのように把握していらっしゃいますか。

2、学校現場での対応について。

学校、こども園などでは、給食のエプロンの香料問題や、参観日などの保護者の香水や柔軟剤の自粛の呼びかけや、万が一、事案が発生したときの個別対応、例えばオンラインの対応であるとか、別室対応などの配慮は行われているのでしょうか。

3、公共施設、病院、介護現場での対応について。

市役所、図書館などの公共施設、病院や介護施設などの配慮や掲示による啓発などについてお教えいただきたいと思います。

4、市の広報や啓発について。

この香りの害、香害に関して、市の広報などによる認知の拡大や配慮の喚起があればお答えいただきたいと思います。

以上、壇上よりの質問を終わります。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）16番 土井君の質問、香害対策に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）香害対策について

お答えします。

一点目の本市における実態把握についてですが、現在把握している相談件数は、過去からの積み上げで、消費生活センターで2件、いきいき健康課で3件、教育委員会で4件の合計9件で、内容を関係課と情報共有し把握に努めています。

三点目の公共施設・病院・介護現場での対応につきましては、市役所本庁舎では国の5省庁（消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省）連名で作成した香りへの配慮に関する啓発ポスターを掲示し、香りつき製品の使用にあたっては周囲の方にもご配慮いただくよう啓発を行っています。

市民病院では、病院職員に対し、院内に設置しているまごころ委員会において、「香りの強い香水や柔軟剤は避ける」といった患者さんへ配慮した身だしなみについて周知しています。

介護事業所においても同様の指導が行われており、また、シーツ等、リネンのクリーニングにおいても柔軟剤の香りが残っている場合などは業者と調整を行うなど、香害に対する配慮が行われていると確認しています。

四点目の市の広報や啓発についてですが、引き続き公共施設でのポスター掲示やホームページでの情報発信等により、香害について正しく認識していただけるよう周知啓発に取り組んでまいります。

○議長（田中博晃君）教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）最後に、二点目の学校現場での対応についてお答えします。

一点目の答弁にもありましたように、洗剤や柔軟剤などの香料による相談があることから、学校現場においてもこの問題を適切に対応していくことは、児童生徒の健康を守る上で重要であると認識しています。

本市では、この問題に対し、以前から教職員や保護者に対して周知と啓発を行ってきました。具体的な取組みとしては、学校の保健だよりや校舎内へのポスターの掲示等を通じて、香害に関する正しい知識を共有するとともに、児童生徒、保護者、そして教職員に対し、強い香りの製品の使用を控えるよう呼びかけております。特に、給食配膳時に着用するエプロンを洗濯する際の洗剤や柔軟剤の使用についても配慮を求めています。

また、該当する児童生徒が在籍した場合は、教室や校内の換気の徹底、座席などへの個別の配慮、当該児童生徒専用の給食エプロンの使用、全校集会等での注意喚起など、個々の状況に応じた対応を行っています。

今後も、国や関係機関の動向を注視しつつ、児童生徒が健康で安全な学校生活を送れるよう、引き続き周知啓発に努めてまいります。

○議長（田中博晃君）16番 土井君、再質問ありますか。

16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）この問題を取り上げましたのは、以前に市民の方から、子どもさんが学校の教室で柔軟剤の香りなどで頭が大変痛くなったり、気分が悪くなり、教室に入れないとお話を聞かせいただいたことがあります。学校のほうではその子のために、今、教育部長がおっしゃっていただいたような様々な対応を尽くしていただいているが、今は何とかその子は学校に行けて、その都度、いろんなしんどい部分があったときには学校も対応してくださっているということでございますので、本当によかったです。けれども、やっぱりいろんな場面で、いつ誰がなってもおかしくないことでございますので、様々な対応をこれからもしていただきたいということと、それと、私も主婦をしていますので、毎日洗濯もするわけです。洗濯し

て、洗濯物がごわごわになるの嫌やしと思つて、できたらふわふわのほうがいいなと思って、柔軟剤も本当に知らず知らずというか、毎日使っています、洗濯のときに。

柔軟剤だけでなく化粧もしますし、お風呂に入ったらシャンプーもリンスも、全て香料が入っているわけですよね。知らず知らずのうちに香りで本当にあふれている生活をしているということで、自分にとってはよい香りだなと思っているものが、ある人にとってはその香りで非常に重大な健康被害があるんだということを、この問題を質問しようかなと思って調べているうちに痛切に感じるようになりました。

そこで、今回の質問は香りの害と書いて香害の対策についてということなんですけれども、この香害の問題の背景には、化学物質過敏症という大変重い健康課題というのが存在しておりますので、私、今回、質問は1問でございますので、化学物質過敏症について皆さまにご説明させていただきたいと思いますので、ご了解を頂きたいと思います。

この化学物質過敏症というのは、略語でMCSとかCSというふうに呼ばれておりまして、空気中を漂うごく微量の化学物質にでも大変敏感に反応される方がいらっしゃる。自立神経系とか精神神経系症状をはじめとする、本当に様々な症状が現れるということでございます。何らかの化学物質に大量にさらされたり、このさらされるということを専門の雑誌では暴露って書いておりました。暴露されたり、微量だけれども毎日毎日繰り返しその香りに暴露されることによって、様々な症状を来して、そして化学物質過敏症を発症してしまうこともあるということです。

アレルギー疾患のような性格だけでなく、低濃度の化学物質に繰り返しさらされると、その化学物質が体内に蓄積し慢性的な症状を

来すという、中毒性疾患のような性格も兼ね備えていると言われております。まだまだ発症のメカニズムというのは、未解明な部分も多くあるそうでございます。

しかしながら、厚生労働省は、2009年にはカルテや診療報酬明細書に記載をするための病名リストに、この化学物質過敏症というのを登録しました。診断方法や治療法もなかなか確立されておらずに、化学物質が体内に蓄積をされて発症するということでございますので、本当に誰にでも突然にこの化学物質過敏症にかかる可能性があるという、大変怖い病だなというふうに感じました。

そして重症になると、本当に仕事や家事とかが全くできずに、子どもであれば学校へも行けないぐらいの重篤な状況に陥るということで、通常の生活が営めなくなる極めて深刻な環境病と言われております。

この化学物質過敏症の発症数については、京都大学の大学院の教授らが成人を対象に行った調査から、全国で約70万人と推測しております。子どもも含めれば約100万人の患者数になるのではないかと言われていますけれども、いかんせん診断や治療に対応できる医療機関は全国的にもまだ少ない状況で、また、症状というのが千差万別であるために、何かの疾病と併発している発症数が多いこともあります。一説には、推定患者数は何と1,000万人にも及ぶのではないかと言われていることでございます。

ちょっと古いんですが、2019年の12月下旬から2020年の3月末にかけて、日本消費者連盟などでつくる香害をなくす連絡会が行った約9,000件の香害アンケートによりますと、香りの被害があるって答えた人が8割いらっしゃった。その原因の86%が柔軟剤によるものであります。香りつき合成洗剤が74%、その他、香水、除菌消臭剤、アロマなどでござ

います。具体的な症状では、頭痛、吐き気、思考力の低下、せき、疲労感、目まいであります。被害を受けた場所は、乗り物の中、店、公共の場所が最も多かったようです、大人に対してのアンケートですのでね。

これはちょっとびっくりしたんですが、マンションとか一軒家でも住宅密集地でありますと、隣の家からの洗濯物の匂いによって発症した、しんどくなったという事例もございました。職場、学校で、給食のエプロンとか、子どもが学校から持ち帰ったものの匂いにも敏感に反応しているという例もございました。7割の人がこの匂いから離れると症状が改善するようでございますが、3割の人はその匂いをかいだことによってしばらくは体調が悪く、匂いによる欠勤については、2割の人が職場や学校には行けないというふうにアンケート結果で出ております。

私がこの質問を9月議会でしようかなと思って調べていましたところ、ちょうど新聞報道がありました。今年の8月20日に公表された全国調査によりますと、衣料品の洗剤や柔軟剤に含まれる香料の人工化合物によって、小中学生の1割が学校で頭痛や吐き気などの症状に陥った経験があることが分かったという新聞記事でございました。未就学児も合わせた体調不良経験者の4人に1人が、登園とか登校を嫌がる傾向があるという調査結果が出ております。

このように、学校現場でも対策とか啓発が急がれている状況でありますので、本市にも今までに教育現場では総合で4件の相談件数があったということで、早急に子どもたちの教育環境を、安心して学べる環境を整えなければならぬということでこの質問をさせていただきました。もちろん公共施設もそうですが。

本市においては、答弁の中で、学校現場で

は教職員、保護者に対しての周知と啓発を行ってきた。給食のエプロンに関しては、当該児童の専用のエプロンをお渡ししていただいているということで、大変感謝をしているところでございますけれども、確認をさせていただきたいんですが、学校で周知、ポスターの掲示をしていますというのですが、ポスターの掲示に関しては、全ての学校で貼っていただいているかということと、保健だよりとか、それから教職員の啓発は行われているということですが、1回行ったからいいというのではなくて、毎年新入生も入ってきますし、その中で新しい保護者もいらっしゃると思いますので、全ての学校にポスターが貼られているのかということと、保健だよりの掲載については、少なくとも年1回ぐらいは継続して行われているのか、教職員の啓発については継続して行われているのかということに対して再質問をしたいと思います。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

まず、一点目の全ての学校にポスター等の啓発が行われているのかということにつきましては、校長会でこちらが用意したポスターを掲示してもらっていますので、全ての学校で対応している状況です。

それから、定期的に保健だよりで保護者にも通知するということに関しても、定期的に努めている状況でございます。

それから、教職員につきましても同じように、お化粧、整髪料、服の香り等につきましても一部わきまえるようにというような形で啓発をしております。

以上です。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。そしたら、同じ質問を、うちのこども園もございます。こども園は、直営は1校だけ

で、あとは民間のほうに公設民営で委託しておりますが、こども園に関しては、香害に関しての対応というのはどのようにされているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）こども園に関してですけれども、令和4年度、5年度に和歌山県より本市に対しまして、香りへの配慮に関する啓発ポスターについてとの通知がございまして、当該通知につきまして、各園に対し送付、周知のほうをしているところでございます。

ただ、申し訳ございません、現状に関して、各園におけるポスターの掲示状況というのは把握のほう、できてございませんので、今回改めて啓発ポスターというのを各園に送付の上、掲示していただき、啓発に努めてもらいますように、改めて依頼のほうをしていきたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ぜひよろしくお願ひします。小学生の高学年とか中学生ぐらいになると、香りに対してちょっと気分が悪いなという感覚は分かるようになってくると思うんですけども、未就学児、小さい子どもたちはまだ分からぬと思うんです、全然。香りというのが自分のしんどくなる原因であるとか、頭が痛くなるのはこの香りのせいやというのは全く認識できないと思いますので、行きたくないとか、おなかが痛いとか、しんどいとか、頭が痛いとかということだけしか訴えられませんので、それはやっぱり保護者が、こういうことで発症するような可能性もあるんだよということをお知らせいただきたいと思います。

これは嗜好の問題なので、こういう香りが

するもの、製品が好きやとおっしゃる方もいらっしゃるので、全てそれを排除するということはできませんけれども、まだ医学的な確立もしておりませんので。でも、こういうことで、こういう化学物質過敏症などにかかる人も、蓄積されていくこともお知らせいただくということで、しますということでございますので、ぜひとも保護者のほうへの啓発活動、もちろん先生方に対してはそうなんですけれども、園とかで使われている石けん、いろんな香料が入っているものも、小学校も含めてそうですけれども、そのようなことも、全て一気に変えろというような無理なことは申しませんが、そういう配慮をしていただくということを重ねてお願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それと、学校とか園では、毎年、健康調査票というのを保護者に書いてもらって提出をしていただいていると思います。いろいろ調べてみたら、和歌山県内では岩出市が、多分当該の症状を持った児童がいらっしゃったからの対応であるということが分かったんですけども、健康調査票の中に具体的に、「香料や化学物質に対して何か症状があったことがありますか」というような項目を付け加えられております。これはすぐにということではないんですけども、「微量の化学物質であっても、頭痛や動悸などを起こしたことはありますか」という項目をつくっていらっしゃって、そこにチェックをしたらいいというだけのような形になっているわけでございます。ぜひ橋本市でもそのような健康調査票に関して、何らかの形で配慮ができないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

来年度使用します健康調査票につきまして

は、実は既に印刷をかけて準備をしておりますので反映はできないんですけども、その後、再来年度におきまして、香害であるとか化学物質過敏症に関する内容を取り入れるかどうかにつきまして、医師や養護教諭等とも協議を進めまして対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）印刷したものを変えろとは言いませんので、また、いろいろ研究をしていただいて、文言も大変大事だと思うんですよ。岩出市に関しては、岩出市に専門の病院のお医者さんがいらっしゃるそうで、その方に相談して文言を考えましたというふうに言っていらっしゃいましたので、また、岩出市のほうにも調査をしていただいて、アドバイスを頂いて、先生方のお声も頂きながら、こういう具体的な項目、特記事項というところになかなか文章で書きにくいんですね、保護者としても。チェックやったらやりやすいんですけども。だから、その辺の配慮もしていただくように、よろしくお願ひをしたいと思います。

もう一点ですが、宝塚市なんですが、令和5年に市内の小中学生の保護者に対して、香害及び化学物質過敏症に関するアンケート調査というのを行われております。今はやりの二次元コードから全部ピッピッピッピッと打つたら統計も全部出るという、そういう大変アンケートを取る側にとってはものすごく楽な制度なんですけれども、これを使ってアンケート調査をされました。小中学生が1万6,882人、回答者数はちょっと少ないんですが、3,087人、約18.3%が回答されました。

「人工的な香料、化学物質に不快を感じたことがありますか」、小学校では全校生徒、これはアンケートに回答していない人数も含めた全校生徒の割合の約5%が不快を感じたこ

とがある、中学校では約5.3%。「人工的な香料によって体調不良を起こしたことがあるか」というのが、小学校では全校児童の約1.4%、中学校では約1.5%いたということございます。

ここで私が注目したのは、「化学物質の過敏症に対して、感じることがあればご記入ください」という自由に意見を書く欄があったんですが、意見の総数が462件ありました。給食用の白衣に関する要望が208件、給食用の白衣以外の香害に関する意見の要望が150件ありました。これはインターネットのホームページにも全部出ていますので、いろんな賛否両論もありました。逆に、私は匂いが好きやのに何で使ったらあかんねんみたいな、いろんな意見もありました。こういうのをすると保護者の今の要望であるとか、いろんな思いというのが分かるんだなというのでいいんじゃないかなと思って、こんなアンケートというのは、橋本市では実施するというのはいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

先進地の取組みというのは参考にしたいと考えています。香害や化学物質過敏症に関するアンケートの実施につきましては、児童生徒の様子を学校に聞いた上で、調査研究していきたいと考えます。

以上です。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）症状がとてもひどい子が1人、学校とか園とか自分の市内にいらっしゃると、やっぱりそういう方からの要望とかをお受けしますので、その方に対してもしっかりと真摯に受け止めて対応していこうということで、市全体が動く、学校全体が動く、教育委員会が動くということになると思いますが、なかなか軽い症状であれば、今本当に

医療機関でも原因も追求できていない、はつきり解明できていないということもございますし、そのような対応は仕方がないとは思います。今後、どんな場面で重篤な人が、子どもたちが現れてくるやもしれませんので、こういう先進事例もしっかりと勉強していただきたい、そのときにはずっと対応ができるように、準備もしっかりと進めておいていただきたいと思います。

病院においてはまごころ委員会というのがあって、病院は医療関係でございますので、様々ないろんな香りもすると、薬の香りもすると思いますけれども、きっちりやっていたいんでいるということでございますので、そういう市民病院の先生方にもいろんなアドバイスも頂きながら、また学校も進めていっていただきたいと思います。

時間もたっぷりありますので、少しいろいろ勉強したので皆さんにも聞いてほしいんですけど、この香りは、2000年頃からものすごく香りつき洗剤であるとか柔軟剤などの販売量が増えてまいりました。今テレビでも、ずっと持続する香りとか、擦れ違ったら何とかの香りがするというような、有名な女優さんとかかっこいい男の子たちがコマーシャルをしていますよね。そういうので、本当に香料の生産量も大変に増えてきたんです。でも、消費者もやっぱりいい香りをさせたい。自分の体臭とか臭い、くさい臭いを発することでハラスメントになるということで、スメハラというような言葉も生まれたぐらいですから、香り、臭いに対してすごい敏感になりつつある。香りブームが来ているんです。

2010年頃には、いつまでも香りが続くというマイクロカプセルって聞いたことがありますよね、皆さん。マイクロカプセル入りの商品が売り出されました。その頃から、国民生活センターには、強い香りにより体調を崩し

たとかというような相談が多く寄せられています。マイクロカプセル技術というのが発達したんですね。柔軟剤などに使われており、香りや消臭成分を数マイクロという微細な化学物質でつくられたカプセルで包み、紫外線や熱、摩擦などの外的な刺激を受けると、このカプセルの膜が壊れて、香りが放たれているというものです。マイクロカプセルが壊れたときには、その中に入っているさらに小さい粒子が大量に空気中に放出されるんだそうです。

早稲田大学の大河内教授の調査によりますと、柔軟剤の一部の製品を詳しく調べられました。メーカーが指示する適正な使用料で洗濯をした場合、およそ42万個のマイクロカプセルが洗濯物に付着をしていたことが分かりました。室内で柔軟剤を使用した洗濯物を干し、室内の化学物質を分析したところ、マイクロカプセルが洗濯物や床、壁などからも検出されたということでございます。

教授は、柔軟剤に使われているこのような技術と体調不良を訴える声との間に何らかの関係があるのではないかということを考えられて、研究を進められているそうでございます。最も心配されていらっしゃるのは、マイクロカプセルはカプセルの中身の香料や消臭成分とともにプラスチックの破片と添加された化学物質、マイクロカプセルの中に入っている超微細な化学物質を、私たちが吸い込んでいるということですね。カプセルのサイズがナノサイズという大変微小なために、肺の奥深くまで届く可能性があるのではないかというようなことが懸念されているということでございます。

香りを感知する臭覚というのは、人間にとて生命を維持する上で、本当にとても重要な役割を果たしているそうです。ガスの臭いを感じたら、ガス臭いなということで何らか

の対処をする。その場から離れる。食べ物が、私なんか昔の人間なので、賞味期限って書いてなかった時代は、くんくんくんと臭いで、「あっ、臭い。これ、腐ってる」というような感じでその食べ物は食べなかったという、そういう臭覚で、その臭覚で大量に人工的な香りを感じ続けているというのが現代社会なんですね。

アレルギー科の院長のお話によると、臭覚で過敏になった、過敏症を患った方たちは、人間の生命維持装置のアラームが体の中で鳴っているのではないかというようなお話もされていらっしゃるぐらいでございます。

日本は、まだまだ香料に関しての対応、対策が遅れています。欧米では、アメリカのCDC、米国疾病対策センターは、フレグランスフリーを推奨しております。臭いをしないようにしようということですね。アトランタにある連邦政府の保健福祉所管の総合研究所では、2009年に1万5,000人の職員に、香水だけでなく香りつき洗剤や柔軟剤などで洗濯した衣類を身につけて職場に来ることを自粛を要請し、施設内での香りつき製品の使用を禁止しました。2015年からは、職場における空気環境を保つことは職員の健康と仕事の環境を維持するために重要であり、予防的措置であるとしました。アメリカとかカナダとか幾つもの州で、フレグランスフリー policy が実践されていますが、なかなか日本はまだ遅れているという状況でございます。

そこで、地方自治体ではどのようにになっているのかということでございます。

香料自粛のポスターを制作している自治体は、現在、2021年の12月の調べでは77自治体、橋本市もちゃんとポスターを貼っていただけております。ありがとうございます。ホームページの香料自粛を呼びかけている自治体は

148でございます。橋本市でも、「化学物質過敏症とは」というところで載せていただけておりますし、いきいき健康課でしたかね、やっていただけております。ありがとうございます。

本市でも、5省庁が推奨した啓発ポスターを掲示しておりますが、岩出市とか大阪の茨木市では、独自に作成したポスターを貼り出しているでいるんです。

スライドを映していただけますか。今これ、消費生活センターの前にこのポスターを貼っていただけております。これは、環境省、消費者庁、文科省、経済産業省、厚生労働省の5省庁が推奨の啓発ポスター。これってあまり具体的ではなく分からぬ。昔はもっと具体的でなかったんですが、その香りに困っている人もいますということです。

これ、岩出市が作られました。気をつけよう、公共の場での香りのエチケット。これ、何がいいのかと申しますと、具体的に、当事者から聞きますと、シャンプー、リンス、消臭剤、柔軟剤とかという、絵の中にちゃんと、こういうもので香りがしている人たちがいることでしんどくなる人がいるんですけど、これを明記してあるということが、これがすごいいいですねというふうにおっしゃっていました。この下のところも具体的に書いています。黄色の枠なんですけれども。

次、これは大阪の茨木市の、私も一時住んでいたことがあるので調べたんですが、これも大変分かりやすいです。具体的にどのような症状が出るのかということと、原因になり得る化学物質というのをはっきり明記されているので、こういうふうな独自のポスターを作っていらっしゃるところもありますので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

ホームページも大変充実しております。茨木市はものすごく分かりやすかったです。

それで、ぜひともこのような独自のポスターというのを作っていただけないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか、本市としては。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）ポスターの作成というところについてのご質問を頂いたわけなんですけれども、今見せていただきましたような先進の事例とかも参考にさせていただき、また、府内の関係の部署とも共有、協議しながら、検討のほうをさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）よろしくお願ひします。

茨木市、すごくいいです。ホームページもものすごく充実していました。橋本市も化学物質過敏症についてというのは書いてくれてきましたけれども、検索して、私、香りの害の香害で検索していたんですが、香害は出てこなかったんですよ、橋本市ではね。その代わり、化学物質過敏症ではぱっと出てきたんですけれども、でも、やっぱり香害ということも入れていかないといけないと思うんですよ。発症していない方もいらっしゃるんでね、化学物質過敏症に対してね。でも、香りが蓄積されていった上で発症するということなので、香害に対してちょっと作ってほしいなと思います。ホームページはすごくよかったです、茨木市のホームページをぜひ参考にしてほしいです。

もう一点、ホームページの中でよかったですと思うのは、外部リンクが貼ってあったんですね。橋本市も外部リンク2箇所ぐらいは貼っていただいておりますけれども、茨木市のホームページを見てください。すごく細かい症状とかによる丁寧な外部リンクがきっち

りと貼りつけてあります。ホームページを作り直すのは大変かもしれませんけれども、やっぱり親切に市民の皆さんのお困り事に真摯に対応するということで、外部リンクを貼りつけているだけですので、すぐに対応できるのではないかと思いますので、その辺のところ、あまりお金はかかるないのかなと思いますので、やっていただけたらなと思います。これは要望にしておきますので、お願ひいたします。茨木市、研究してみてください。

教育委員会は、宝塚市のアンケートを一回、ご覧になつていただけたらと思います。

次に、障がい者の差別解消法の一部改正がございましたね。令和6年4月1日から、事業者にも合理的配慮を提供することが義務化となりました。市として事業者の方にも、この香害に対する配慮の具体例などを周知する必要があると思うんですけれども、総務部長になるんかな、それはいかがでしょうか。事業者とかに対しての、こういう啓発をしてくださいというようなことに対して。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）事業者というか、ポスターの作成につきましても、消費者庁、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、環境省ということで、いろんな省庁にまたがって取り組んでおるということになりますので、橋本市におきましても該当する担当部署と連携しまして、必要な啓発等は引き続き行っていきたいと思いますし、先ほどからも議員の質問を受けて、新たにというお話もありましたので、そういう形で取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）忘れていました、1個言うのを。茨木市のホームページでもう一つよかったですと思うのが、先ほど見せた5省庁の推薦のポスターなんですが、ダウンロー

ドもできますよ。できるけれども、もしご要望であれば、自治会とか、それから事業所の方が申し出てくだされば、印刷して渡すこともできますって書いてあるんですよ。すごい親切やなと思って。A4ですけどね。A4のサイズでカラーで印刷して渡しますというようなことが書いてあったので、そういうふうなところの配慮も必要なのではないかなと思いますので、また、考えていただけたらと思います。

最後に、田中議長に教えていただいたんですが、2024年の少年メッセージの和歌山県大会で最優秀賞に輝いた高野山中学校の足立さんのメッセージがございます。「みんなが知れば必ず変わる」という題名のメッセージなんですが、最優秀賞に輝かれたんですが、この足立さんは、小学校5年生のときにコロナウイルスの消毒剤で化学物質過敏症を発症されました。学校に行けなくなってしまいました。中学校1年生で高野山に移住をされました。大自然の中で治療をしようということで。しかしながら、今現在もこの化学物質過敏症と闘いながら、香害問題のことをSNSで発信をされていらっしゃるということでございます。全部読んだらいいんですが、時間が足りないので、はしょって、中略をして、いいなと思ったところだけ読ませていただきます。聞いてください。

香水が好きな人、柔軟剤の香りが好きな人はたくさんいると思います。私も発症するまでは香り玉や香りビーズが大好きでした。香水をつけたい気持ちも分かります。しかし、中には、化学物質の香りを吸ってしまうと命に関わる病気を発症してしまう人もいるのです。化学物質過敏症は、誰もがいつ、どこで発症してもおかしくない病気です。私は、私と同じ思いをする人を減らしたい、香害問題で苦しんでいる人たちが過ごしやすい未来に

したい。私は、この病気を知ってもらう、理解してもらうだけで変わることもあると思います。ちょっと中略です。どんな社会問題でも1人では解決できません。だからこそ、これからも私は発信し続けたいと思います。そして、困っている人がいたら手を差し伸べ、その人の伝えたいことを応援したいです。私が困っていたとき、すぐに協力してくれた人のようにと彼女は締めくくっています。本当に、読んでて胸がじんと熱くなりました。

このように化学物質過敏症という病と闘わなければならぬ少女をこれからも生み出さないためにも、私たちは今後もこの問題と取り組む必要性を再認識させていただきまして、今回の私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）16番 土井君の一般質問は終わりました。

この際、10時55分まで休憩いたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、17番 石橋君。

〔17番（石橋英和君）登壇〕

○17番（石橋英和君）よろしくお願ひいたします。

今回は、市内で急増している外国人労働者について質問いたします。

技能実習生という言葉は聞き慣れていますが、実態を見れば、その言葉のニュアンスに違和感があります。留学生ですか、労働者ですかという疑問を抱きます。

まず、技能実習生とはでありますが、外国人技能実習制度は、我が国で培った技能、技術、また知識を発展途上地域へ持ち帰って、

当該地域の経済発展を担う人づくりに寄与するため、1933年に創設された国際貢献を目的とした制度であります。これを長年運用してきたわけですが、制度の問題点が社会問題ともなり、海外からも批判を受けたことから、大幅な変更を行い、育成労制度への移行を2024年3月に閣議決定し、2027年4月までに施行する予定であります。

従前の技能実習制度では、途上国への技術継承が目的で、労働力ではない、人手不足解消の手段にしてはならないと明記されておりましたが、既に実態は人手不足解消のための外国人出稼ぎ労働者であり、あまりにもかけ離れてしまっていることから、制度をつくり変え、育成労制度に変わります。

この新制度では、実習をしながらも労働力として期待できるよう育成するうたっており、労働者だと認めたことが大きな違いであります。旧技能実習制度の問題点としては、企業側の意図的な賃金不払いや人権侵害、暴力などがあっても、転職が禁止されていることから、やむなく失踪して、行き詰まって犯罪を引き起こしてしまう事例も多発していました。新制度では、転職を認めていることも大きな改善点であります。また、実習生に対する企業側の労働条件の改善も求めており、彼らを必要な労働力としての位置付けが進んでいくようであります。

さて、国内で急増している外国人労働者であります。国別的人数比率は、ベトナム、中国、フィリピンの順のようであります。外国人労働者の総数は230万人を突破しており、今後も増える傾向であります。ただし、先進諸国の求人も増えており、我が国は円安と従来からの低賃金雇用で、今後敬遠されていく可能性も否めません。

日本に働きに来る外国人の多くは20代の青年ですが、当然、彼らは在留資格を持ってき

ています。日本では、外国人の滞在活動は原則禁止しており、滞在許可、活動許可などがない限り、日本にとどまることはできません。もちろん、在留期間が終了すれば日本を出国しなければなりません。いろんな在留資格の中で報酬目的で就労できる資格のことを、通称、就労ビザと言っており、彼ら技能実習生はこの就労ビザを持って日本に来ています。この外国人労働者が急増している現象に対して、様々な議論があります。

まず、否定的な意見から紹介します。外国人労働者の平均月収が20万3,000円と低いため、日本人の賃金をも押し下げてしまうのではないか。近年、問題になっている外国人犯罪の問題。外国人が増えることで日本固有の文化、価値観が変わってしまうのではないか。将来、外国人が成功して莫大な資産や権力を手にすれば、日本の内政・外交にまで母国びいきの発言力を行使してくるのではないか等々があり、国会においても多くの議論が飛び交っております。さきの参議院選挙でも、ある政党が声高に日本人ファーストを訴えていたのも記憶に新しいところであります。

確かに、アメリカが今のイスラエルの暴挙を真っ正面からたたけないのは、イスラエルにルーツを持つ有能なユダヤ系の人たちがアメリカ国内で成功者となり、政治、経済、文化において、それに何より莫大な資金力を背景に、政府に対して強い発言力を行使しているのが事の真相であります。

日本国内でも、中国資本が日本中の不動産、企業の株式を買いあさり、また、様々な分野で外国資本の手先のように利権に群がっている日本企業に対しても批判の声があります。ただし、これらは実習生を日本に迎え入れることとはいささか次元が違う問題であり、あくまで実習生たちの思いは、真面目に働いて、国の家族に送金することあります。在留期

間が終了すれば国へ帰っていきます。

次に、外国人労働者受入れを肯定する意見を紹介します。我が国では現役を引退していく高齢者が激増し、一方で後に続く若者が減っていることにより、生産年齢人口の減少が顕著で、これからも生産年齢人口の回復は長期にわたって望めないことから、大企業から中小零細企業まで、また、農業、漁業、サービス業、医療、介護、福祉、教育、文化、今まで日本人がやってきた全てにおいて外国人に助けてもらわなければ、これからの日本を維持できない。自動車や鉄鋼のような日本の経済を牽引してきた巨大産業は、我が国の国力をも同時に牽引してきたもので、これらの産業の衰退は取りも直さず国力の衰退であり、ここで労働力不足は絶対にあってはならず、とっくに外国人労働者採用に向けてかじを切っている。このように必要に迫られて背に腹は代えられぬと、既に多くの外国人労働者を招き入れているのが現状であります。

労働者不足の解消、日本人より安い賃金、そして各企業が自ら外国へ出向いて求人活動をしなくとも、仲介業者に依頼をかけければ必要人数をあっせんしてもらえるなどのメリットにより、外国人労働者採用に向けて日本中が一目散といった状況であります。背景にあるのはもちろん、我が国の少子高齢化であります。

30年前の中国では、人口激増で生まれた子どもたちを養っていくのかと深刻な議論があったものの、今やさっさと日本を追い越して世界に冠たる超大国になっています。間もなくインドがそれに続き、やがてアフリカ諸国が世界を牛耳る時代が來るのであります。高過ぎる出生率はさほど国の足を引っ張らないけれど、低過ぎる出生率は間違いなく国力を衰退させます。現状では、外国人労働者を入れるのが手っ取り早い解決策のようで

ありますが、何せ政治も経済も一寸先は闇でありますから、日本の外国人労働者が救世主なのか、はたまた将来の脅威なのか、今はまだ分かりません。

さて、いきなりですが、世界レベルの話から、隅田町中島の話に移ります。私は中島の事務所で毎日過ごしています。事務所の前の道を自転車で通る外国の青年たちの数は、5年前とは比べものにならない数になりました。昨今では、市内で地域差はあるでしょうが、旅行者ではない外国人をどこでも見かけます。誘致企業のみならず、市内全域の一次産業から三次産業まで、特に3Kと言われる職場では多くの外国人が頑張ってくれています。

前段で申し上げた生産年齢人口の減少が橋本市内でも顕著で、これに起因する現象だと考えます。堅実に経営してきた中小企業が、働き手がいないために廃業に追い込まれるということが実際起きています。法外に賃金を上げて日本人の作業員を引っ張っても、業種内で作業員の取り合いになるだけで、いずれその業種全体が立ち行かなくなってしまいます。やはり外国人労働者の力を借りるのが得策であります。

とはいっても、外国人労働者とうまくやつていくのは決してたやすくはありません。言葉の壁が最大の問題であります。例えば、私たちのこの議会を議長がベトナム語で進行したら、間違いなく会議は進みません。終わりなき暫時休憩が続きます。また、言葉の壁以外でも生活習慣の違いは、感情のぶつかり合いを招きます。大きな企業なら社内で何とか切り抜ける手段も整えるでしょうが、中小零細企業にはとても無理であります。

そこで、今回私が市当局に申し上げたいのは、市内で働いている外国人労働者が平穏にその就労期間を全うして、さらにはいい青春の思い出を持って母国に帰ってもらうよう、

全てを企業側に任せっきりにするのではなく、行政としてできることを積極的にやってくださいというものであります。

地域で見れば、空き部屋だらけだったアパートが埋まってきた。彼らは毎日地域で物を買ってくれています。自転車の売上げが伸びました。不動産業者が寮新築のための土地を探しています。実例としては、すみだ保育園跡地が売れました。行政的には、彼らは日本人と同様に所得税、住民税を納付します。上下水道料金の売上げが増えます。寮が建てば固定資産税が入ります。まさに30年前をほうふつとさせる現象が起きています。過疎化の進行を半ば諦めていた近年、まさかまさかの逆転ホームランであります。

先ほど、外国人労働者が救世主なのか将来の脅威なのかと言いましたが、その結果を出すのは彼らではなく、私たちだと考えます。行政に対し、この現象を安定的に伸ばしていくことを強く要望いたします。

次に、市民の皆さんへのお願いですが、彼らと出会ったら、にっこりほほ笑んであげてください。日本人はほほ笑まない民族だと言われますが、実際外国へ行くと痛感します。私が学生時代1人でアメリカを旅したときに、とてもうれしかったのは、現地の人と目が合うと必ず、「やあ、よく来たね」と言ってくれるようなほほ笑みをくれました。会話できなくてほほ笑んでくれただけで、旅の心細さを癒やしてくれました。橋本市内で働いている彼らもまだ20代の若者ですから、きっと心細く暮らしていることだろうと思います。「あなたたちを嫌ってなんかいませんよ。体に気をつけて頑張ってくださいね。皆さんを頼りにしていますよ」という思いを込めて、にっこりほほ笑んであげてください。きっと彼らの胸の内に温かいものが生まれてくると思います。

次に、外国人犯罪の問題ですが、人間社会、人がいる限り、何らかのトラブルは起こります。外国人がいなかつた時代でも市内に犯罪はあったわけで、外国人だからといつていきなり犯罪に結びつけるのは、彼らには耐え難い屈辱であります。市内に何万人もいるわけではなく、行政と企業と市民が一緒になって温かく接してあげたら、外国人犯罪なんかまだまだ要らぬ取り越し苦労で終わるはずであります。将来、彼らが50代、60代になって、国も豊かになり、橋本市での日々を思い出すとき、今度は旅行者として家族を連れて橋本市へ来てくれるのを待ちたい思いであります。

具体的な質問内容を朗読させていただきます。

1番、今、市内で暮らしている永住者、期間就労者を合わせて、外国人の人数を教えてください。

2番、企業誘致事業において既に操業している企業数と、未着工の第2期区間も含めた、この先操業予定の企業数を教えてください。

3番、既に操業している誘致企業で働いている外国人労働者の人数と、これから操業する企業での外国人労働者の予想人数を教えてください。

4番、市の企業誘致事業以外の職場で働いている外国人労働者の人数を教えてください。

5番、既に操業している誘致企業やそれ以外の事業所から、外国人労働者に関する要望や問合せを受けていますか。

6番、橋本市が今後市内で働く外国人労働者も含めた全ての外国人に対してどう向き合っていくか、基本的な方針をお聞きします。

以上、質問項目でございます。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）17番 石橋君の質問、今後ますます増える市内の外国人労働者とどう向き合うかに対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）今後ますます増える市内の外国人労働者とどう向き合うかについてお答えします。

一点目の市内で暮らしている外国人住民は、令和7年7月末現在で679人となっています。

二点目の誘致企業の操業件数は現在45社で、今後の操業予定件数は、あやの台北部用地第1次事業区域で15社となる見込みです。なお、現在のところ、第2次事業区域については未定となっています。

三点目の誘致企業で働く外国人労働者的人数は145人で、今後操業予定企業で雇用される外国人は、進出する企業の業種や規模により異なり、把握は困難ですが、既存工業団地等の雇用実績を基に考えると、約120人と推測します。

四点目の誘致企業以外の職場で就労する外国人労働者的人数は把握できておりませんが、令和6年10月時点でのハローワーク橋本管内外国人雇用者数は369人となっており、誘致企業で働く外国人を除くと約200人程度と推測します。

五点目の誘致企業等からの外国人労働者に関連する要望や問合せについては、社宅等の住居に関することや近隣住民とのコミュニケーションへの行政のサポート等要望の声があります。

最後に、六点目の橋本市が今後市内で働く外国人労働者も含めた外国人に対してどう向き合っていくかの基本方針についてお答えします。

現在、増加傾向にある外国人に対しては、日本語教室、防災メールの多言語化、ごみに関しての啓発など、受入れ環境の整備や生活支援の取組みを実施しています。

今後も、労働者不足により、様々な業種で

市内で働く外国人労働者の増加が予想されることから、どのような支援が必要か精査し、受入れ環境の整備や生活支援を継続することで、外国人との共生社会づくりに取り組んでまいります。

○議長（田中博晃君）17番 石橋君、再質問はありますか。

17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）数字的なことも含めてハローワークへ問合せを頂いたり、いろいろどうもありがとうございました。

あやの台北部用地でまだ未着工の第2次区間に關しては、推定人数も出せないということでゼロ人回答で頂いたんですが、1次事業で120人と推定していただいたので、ざっと倍にすれば、あやの台北部で将来的には240人の外国人が就労するんではないかと、私は推測いたします。それと、あやの台北部以外では145人が就労していて、今現在は368人であると、100人単位の数字が並ぶわけでありまして、やっぱり企業誘致が一番その人数を増やしているんだろうと感じます。

それと、誘致関連以外にも200人ぐらいの外国人が就労しているという数字も、結構いるんだなという感想を持ちました。ただ、先ほども申しましたように、日本人の生産労働人口が回復は、ここから先まず上がってこないだろうというのが大方の見方でありますので、やはりこのままの生産力であったり、いろんな分野での今までの事業を継承していくには、外国人に助けてもらわないとダウンしていくしかない。現状維持でも、やっぱり外国人にいてもらわないと困るというのが現状だろうと推測いたします。

そんなことで、先ほども申しましたけれど、だから外国人とうまくやつていて、その人たちの力を借りながらというか、頼りにしながら、これから橋本市を伸ばしていくこうじ

やありませんかという提案なんです。

本当に皆さんもそうだと思うんですけども、過疎化していくのが、これは認めざるを得ないこれから橋本市だというようなことを私も思っておりましたが、外国人が出てきている数字を見ますと、結構支えてくれるなという気はします。ですから、うまくやっていくために市民も企業も行政も、やはり汗をかいてやっていくのが得策であろうと私は思います。

それで、何社か、企業誘致室にご紹介を頂いたり、私独自に市内の業者を訪問させていただいて、お話を伺ったり、要望を集めてまいりましたので、それに対してご答弁を頂ければと思います。

まず、1番としまして要望が一番多かったのは、日本語勉強会を開催して下さいという要望ですが、現在取り組んでいただいているというふうにも聞きましたが、今後のこととか、どのくらいの人数を対象にやっているのか、それで、どの辺の国の人たちが集まつておられるのか、その辺ご答弁願います。

○議長（田中博晃君）政策企画課長。

○政策企画課長（辻本真吾君）お答えいたします。

外国人労働者で、本市で特に増えてきております技能実習生、現制度での技能実習生ですが、日本に来る前に一定の日本語の学習を行っておりますので、基本的には簡単な日本語は話せる状況にあります。しかしながら、日本語能力には個人差もあるのが現状です。

現在、隅田地区公民館と高野口地区公民館で、毎月第2、第4日曜日を基本として、やさしい日本語を使用した日本語教室「はしもと日本語」を開催しております。

人数は、高野口地区公民館が30名、隅田地区公民館が20名、ベトナム人の方とミャンマーの方が多い状況にあります。

本教室では、地域の方にサポーターを担っていただきまして、日本で生活する上で必要なルールや習慣など、簡単な言葉や短い文で分かりやすく伝え、理解してもらう機会としております。

また、内容に盆踊りの練習会などを取り入れることで、地域とのつながりを大切にした教室運営を行っております。

今後ですが、ニーズや役割などを踏まえて、日本語教育の取組みに対する支援体制を検討してまいります。

以上です。

○議長（田中博晃君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）ありがとうございます。企業を回って一番多かった要望が日本語会話、もうちょっと上達したいって皆さん思っておられるようで、それで、母国語って何か国もあるからなかなか対応が難しいんだろうけども、母国語で日本語を教えてもらえたたらという、だから、最低3か国語ぐらいってなると開催する側の負担が大きくなってくると思うんですけども、要望として、今はオール日本語で授業を進めているわけですか。

○議長（田中博晃君）政策企画課長。

○政策企画課長（辻本真吾君）お答えいたします。

現在は、やさしい日本語を使って短い文であったり分かりやすい日本語に変えて、ゆっくり丁寧に講義をしているという状況になります。

以上です。

○議長（田中博晃君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）それでも集まってくる人がいるということは、需要に応えているということだろうとは思うんですけども、要望としては、現地の言葉で授業をやってもらえたならうれしいというのがあったということをお伝えしておきます。

次、2番目ですが、自転車道路交通法勉強会。つい最近、自転車の道路交通法が改正になつて、日本人でもちょっと戸惑いがあるんですね。罰金を取るぞという、違反行為を摘発があるんですけども、彼らにしたら旧の道路交通法で自転車がどうかすらもほとんど知らず、毎日道を走っているんですけども、まして道路交通法が厳しくなるということなので、彼らは皆さんご存じのように、ほとんど自転車なんですよね。免許がなかなか取りにくいとか、バイク、自動車を買うのには金もかかるしということで自転車で移動しているんですけども、その道路交通法の説明という要望です。お願いします。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。
○総合政策部長（井上稔章君）ただ今のご質問にお答えします。

基本、道路交通法に関しましては警察の所管になってまいります。警察のほうでは、様々なパンフレット等というのがホームページ上でも見れるような状況であります。基本的には、企業側が責任を持って警察等と連携して、対応いただきたいというところであります。

しかしながら、市のほうまでご相談いただきましたら、警察のほうにも連絡を取りまして、企業へ出向いて研修いただきますとか、そういうような調整はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）17番 石橋君。
○17番（石橋英和君）もちろん道路交通法だから警察が所管になるのは当然なんですけども、今のあれでは、警察署のほうにも依頼をかけるなりコンタクトを取りながら、要望には前向きにというご答弁を頂きました。彼らの唯一の移動手段でありますので、スムーズに移動できるように、その辺よろしくお願いいたします。

それと、次に移ります。災害避難の勉強会

をお願いできないかという要望を頂きましたが、ご説明お願いします。

○議長（田中博晃君）危機管理監。
○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

災害発生時におきましては、全ての方が適切な避難行動を取り、迅速に安全な状況を確保することが重要なことだと認識をしています。

昨年度開催されました外国人向け生活支援セミナーにおいて、防災はしもとメールでの情報取得方法や地震への備えなどの説明を行いました。外国人就労の多い事業者さま等から勉強会等の開催についてご相談やご要望がありましたら、丁寧に対応をしてまいりたいと思います。

○議長（田中博晃君）17番 石橋君。
○17番（石橋英和君）災害避難に関しては以前から、十分力を入れていただいています。大きな企業へお伺いしたときは、昼間就業時間中に災害が起きた場合、会社が責任を持って適切な避難をさせることは可能ですが、仕事が終わって家へ帰ってしまってからは、ちゃんとやれるのかなって心配しているということなんです。というのは、昔だったら防災無線、日本語、今も防災ラジオ、日本語ですよね。

○議長（田中博晃君）危機管理監。
○危機管理監（大岡久子君）基本的には日本語でございますけれども、外国人対応の設定もしておりますので、そちらをご利用いただけたらというふうに思います。

○議長（田中博晃君）17番 石橋君。
○17番（石橋英和君）すいません、私、ちょっと認識不足。それ、外国語、何語、何語をやっておられますか。

○議長（田中博晃君）危機管理監。
○危機管理監（大岡久子君）多言語対応にな

っております、一応、英語、韓国語、中国語簡体字、中国語繁体字、ベトナム語、ミャンマー語の6か国になります。

○議長（田中博晃君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）結構たくさんの言語で、それを使う勉強というか、すぐそういうときに使えるように、慌ててしまってそんなのをせずにうろたえていたというんじや困るから、この防災ラジオ、こういうふうにしてもらったら、あなたの母国語で災害の状況説明なり避難状況の説明が聞けるんですよというあたしも、事前に教えておいてあげることが必要じゃないかと思います。それは今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、4番目に、これが結構多かったんです。ごみ出しの説明会というか、説明パンフレットを母国語のやつを欲しいんですという要望が多かったし、地域の人たちの話も聞くと、ごみの集積場へ持ってきてはるんだけど、何個かは残っていると。中を分別ができるないから収集せずに残されているごみ袋があるんですよという話が、区長も結構頭を痛めたりしてられるようですが、このごみ出しに関する勉強会等、どんな状況か、今後どうしていくのか、お願ひします。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）ごみ出しの件なんですけども、外国人労働者の方につきましては、出身国においてごみの分別というのが根づいていない文化圏の方もおられます。本市では啓発方法として、ごみを分別する必要があること、決まったごみ袋を買って出すこと、この二点をまず重要な位置付けて理解してもらうために、主にユーチューブの動画を用いて説明を行っています。転入時、生活環境課の窓口では、ごみの分別動画に8言語、インドネシア語、フィリピン語、ベトナム語、ミャンマー語、英語、韓国語、中国語、タイ語

の字幕をつけたものを窓口で見ていただいています。また、その後トラブルがあった際には、仲介事業者ですとか、実習生の支援団体とも連携を取りまして、都度、啓発の指導というのを行っています。

今後なんんですけども、動画ということで、字幕よりは吹き替えのほうが分かりやすいということもありますので、英語はもちろんなんですが、最近、ミャンマー、ベトナムの実習生の方が多いこともありますので、ミャンマー語、ベトナム語も含めて、吹き替えの動画作成というのを今進めています。その動画に誘導できる配布チラシも今後作成していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）いろいろやってくれているということで、それを利用されている実習生の方も確かにおられるんだろうとはもちろん思うんですけども、要望事項、何かありましたらというのでこういうのがばーんと出てくるということは、まだまだ行き渡ってないということか、満足できていないとか、まだ要望事項であるということなので、今後も徹底して進めていっていただきたいと思います。

そして最後5番目なんですけども、あちこち回っていたら、実習生の方ともお話しさせてもらったりもしたんですけども、「隅田の盆踊りに行ってきたよ」という人がおって私、びっくりしたんやけど、「へー、そんなん行つてきたんですか」って言つたら、「楽しかったよ」って言ってくれて、そうなんやと思って。だから、そういうところって地域の人と本当にいい接点ができる触れ合える場になるのでね。だから、市内のイベント紹介パンフレットって書かせてもらったんですけども、盆踊りに限らず、ここへ行つたら、何月何日、こんなお祭りをやっていますよ、ここではこん

なことで人が集まって催しがありますよというあたしを紹介、これもやっぱり母国語で書いてあげんと、日本語で書いたものを配つたってなかなか難しいと思うので、外国人労働者の方にイベント紹介パンフレットの配布をお願いできへんかなという、そういう要望でございます。これを教えてください。

○議長（田中博晃君）政策企画課長。

○政策企画課長（辻本真吾君）お答えいたします。

ご指摘のとおり、母国語、多言語でのイベント紹介は、外国人の方の地域への参加というのを促進する上で有効なものであるとは認識しております。

現在、最初ご紹介させていただいたんですけども、やさしい日本語を使った「はしもつと日本語」教室においても、教室に参加していただいている外国人の方を対象として、市のイベントとか地域の催しについて一部情報提供はさせていただいております。

今後は、やさしい日本語の普及をはじめ、多言語のパンフレットの作成にかかわらず、スマートフォンやインターネットを活用した情報発信を含めて、外国人の方々がより効果的にイベント情報を入手できる体制について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）ありがとうございます。私、そんなにたくさんの企業にお邪魔できたわけじゃないので、取りあえずこれだけ要望を預かってはきたんですけども、ほかにもいろいろ困っていることも要望していることもあるんじゃないかなと思いますが、その都度、市の窓口でそういうのがあれば、できるだけ積極的に対応できるように今後していっていただきたい。そして、今要望を出させていた

だいたことに関しても、既に取り組んでいる件がほとんどなんすけども、もっとより一層中身の充実と、大勢の人に利用しやすいものとしてやっていただきたいと思います。

それで、最後ですけども、一番私が感じているのは、先ほど申し上げていた過疎化って絶対これは無理や、このまま過疎化していくのが現実やからしようがないって諦めている部分は確かにあったんですけども、でも、今起こつとる現象はそれにブレーキをかけて、ひょっとしたらそれをまだ上向きに向けてくれるような現象が起こっているのかなという気がしているんです。ただ、それが日本人によってそういうふうに変わっていくんじやなくて、外国人によってというもちろん前提はあるんですけども、それでも外国人によってでも、少なくとも過疎化にブレーキがかかりつつあるというのは好ましい現象として、私は受け止めたいと思っております。

そして、就労期間最長5年間という制限があるんですけども、でも、やっぱり企業としたら人材を継続して確保したいので、5年間の就労期間が済めば自動的に新しい人を入れてくるはずで、だから、5年たつたらいなくなるという趣旨のもんじやないと思っていますので、常に橋本市の企業が増えれば増えるほど、企業誘致が今後、企業の数が増えれば増えるほど、間違いなく外国人は増えていくはずですので、その人たちを温かく、橋本市にいてもらって仕事を頑張っていただきて、それで、地域の人たちとも仲よく付き合っていただきて、それで市の過疎化にブレーキをかけていただけるというような方向付けが、私、ベストじゃないのかなって、そのように思っております。

そういうことで、今後ともよろしくお願ひします。質問を終わります。

○議長（田中博晃君）17番 石橋君の一般質

問は終わりました。

暫時休憩します。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時41分 再開)

○議長（田中博晃君）再開します。

順番10、18番 中本君。

〔18番（中本正人君）登壇〕

○18番（中本正人君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は2項目についてお伺いしたいと思います。

まずははじめに、来年春の橋本市長選挙についてお伺いしたいと思います。

市長におかれましては、2022年3月に3期目の市長選に当選されまして、現在まで市政のよりよい向上と、市民生活の安心安全に精力的に活躍されておられることに敬意を表します。

中でも、令和7年度市政報告を各地区で開催され、「合併後20周年とこれからの中本～挑戦と進化と変化～」ということで、一つ、産業と地域経済の活性化、二つ目、交流拠点の整備、三点目、雇用の場と就労の環境づくり、四点目、防災計画と都市基盤の整備、五点目、子育て支援と環境整備、六点目、高齢者・障がい福祉の充実と協働の地域づくり、七点目、心豊かな子どもの成長を促す学校づくり、そして八点目として、時代の変化に対応した持続可能な行政サービスの運営・構築と、これらのこととを基本と示され、今後の進むべき道を示していただきました。

そこでお伺いしたいことは、来年春の橋本市長選挙に立候補されるお考えはあるのかお伺いしたいということで質問させていただいたんですが、昨日、15番議員の質問で、市長は出馬の意思があるということをよく分かりました。ここで市長のこれから思いなどを一言お願ひいたします。

次に、二点目としまして、小学校の再編統合についてお伺いします。

説明会等での意見等を踏まえ、本年4月、教育委員会として、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針を決定しました。現在は市の計画として、(仮称)橋本市新しい学校づくり推進計画の策定を進めているところであります。子どもたちのよりよい教育環境を構築するため、改めて再編統合の意義や考え方についてお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）18番 中本君の質問項目1、来年春の橋本市長選に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）中本議員の質問にお答えをします。

通告の内容と変わって、再質問がいきなり来たんかなというふうに思って、答弁する原稿とちょっと違うようになってしまふかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

昨日も15番議員にお答えしましたように、令和8年度の取組みについても、昨日、お話をさせていただきました。令和8年度もやっぱり挑戦、チャレンジするということを取り組んでいくということが大事かなと思いますし、今までやってきたことをどう進化させるか、職員の考え方をどう変えていくかというところも含めて、官民連携でできるところはやっていくようにしていくことが大事かなというふうに思っています。

これからまずやらなあかんのは、稼ぐ力をどうつけていくかということだと思います。農業にしても、地場産業にしても、また、地元の企業に対しての支援というところで、やはり取り組まなあかんこともたくさんあるか

なというふうに思います。

特に農業問題については、後ほど米の問題、質問もあると思いますけども、農業についても、農業施設の老朽化に対して今まで受益者負担を取っていたというところを、もう少し農業が続けられやすい環境というところもつくっていく必要があるかなと思っています。今まで3割負担やったのを、ここを何ぼにするかとか、やはり今自然農法であるとか、高野山麓精進野菜であるとか、果樹とか、いろんなものを橋本市は作ってもらっていますので、それをできるだけ高く売れるようなブランド化であったり、市の推奨品みたいな形に変えていくということがこれから大事かなと。少しでも農家所得を上げていくというふうなところも大事かなというふうに思っています。

また、これから取り組む民間企業と連携した高野口のパイル織物のブランド化、ブランディング化、そして、紀州へら竿の組合と今協議をしている新たな取組み、販路開拓であったり、今コンサルを入れて何かやろうとしているという話も聞いていますので、そこの支援もしっかりとやっていきたいと思います。

建設業等の地元産業についてもしっかりと支援をしていけたらなど。いろんな事業所がありますので、そこを支援する。そして、地域経済を活性化するために、今ハシモがやっているようなプレミアム付デジタル地域通貨の販売というのも、これから来年度も進めていくて、地域の皆さんの支援と商業者、事業者の支援もやっていくということが大事であると思っていますし、新しい商品の開発というのも大変大事かなというふうに思います。

次に、企業誘致の問題につきましても、今15区画のうち9区画までは何とかオーケーが出ているという中で、あと6区画をどう売っていくかというところも、これから橋本市が活性化する大きな要因になってくるのかな

と。雇用も生まれますし、税収も上がってくるというところで、そこはしっかりと取り組んでいって、少しでも働く人が来てくれるよう、そういう雇用の促進の場としても頑張っていければなというふうに思います。

もう一つは、第2次事業は実際に第1次事業が全部売れた中でお金が回収できて、そのときに次の判断をするというところが大事かなというふうに思っています、今はまず完売をさせるということが大事だと思っています。

もう一つ、交流拠点の整備ということで、橋本駅前の整備についても、今コンサルを入れて、また地元の事業者とも協議しながら、今いろいろかんかんがくがくやっているんですけども、何とか多くの市民の人が橋本駅前に集まって、そういう人が来てももらえるようにするのと、高野口駅前についても、大正ロマンというコンセプトで観光地化を進めていきたいと思いますし、今、橋本市・高野口信太地区振興協議会というのがあって、そこに総務省から約3,000万円のお金をもらって、今地域おこしのこと、移住者を増やしていくこと、農産物のブランド化というところを地域の人たちが取り組んでいただいているので、そこにたまご絵本館もあるので、そこにウッドパークといって木造の屋根をつけて、そこにステージがあって、防災センター的な要素もあるんですけど、そこに人が来てももらえるようにして、逆に高野口の駅のほうにも人が集まるというふうな、高野口駅を中心と信太の地区を中心とした、そういう活性化を図っていければなというふうに思っています。

恋野も今、実はまちおこしの話が出てきてて、子どもたちも入ったような形の協議会みたいなものをやってくれているので、その支援をしっかりとやっていきたいというふうに思いますし、やっぱり地域をどう活性化させて

いくかということだと思います。

あとは、老朽化したインフラの問題をどういうふうに、道路にしても、橋梁にしても、上下水道、ため池にしても、本当に大きな課題を抱えていまして、かなり単費でやらなあかんところもあつたり、また、国の補助金を使ってこれから進めるというところもありますので、できるだけ安全安心なところに力を入れていければなというふうに思っています。

また、昨日からも子育て支援の話もありましたように、先ほども言いましたように、さらに進化させたいというふうに考えていまして、出生数の割に障がいを持った子どもの数が結構多い。この間ものびのび保育の夏祭りへ行ってきたんですけども、結構たくさんのお子連れがいてて、この子らのために何をしてあげられるなんかというところもしっかりと支援するような形をつくっていきたいと思いますし、当然、障がいを持った皆さんもおられるので、そこはしっかりと対応していく。そして、教育と福祉が連携してしっかりと対応していく重層的支援的なこともできるよう、教育支援センターもつくりましたので、今専門職を2人、今年採用しようかなと思っています。より学校と教育支援センターと地域が、そして市長部局も協力した形で、少しでも子どもたちが学校でも生活しやすいような環境づくりを進めていけたらなど。

もう一つは、第2層協議体もようやく10地区にできました。コロナの3年間で本当に何も、会議したら駄目やというような方向性があったんですけども、それもようやく10地区で、これからその10地区で、地域でこういうことが必要やというところに対して支援する形を改めてつくっていきたい。10地区同じような問題ではないと思うので、うちはこういうことをやりたいというふうなところの支援をしっかりとしていくたいと思います。

これから、令和8年度からの一番の問題は、ビッグプロジェクトがかなり多いということで、今、市の財政も人件費の高騰、物価高騰でかなり今までよりも財政が厳しくなってきてまして、その中で環境管理センターの建て替えに着手しますし、伊都消防署の建て替えもありますし、広域ごみ処理場の延長問題も片づけていくということになりますし、高野口中学校の建て替えというふうな大きなところがありますので、ここに対してどれだけ財源を確保していくか、新庁舎はまだまだ先の話ですけども、その財源をどうしていくかというふうなこともあります。

今、国もどういう状況になるかよく分かりません。消費税の減税をするということも、今選挙公約でたくさんありました。その中で、橋本市の消費税交付金が14億7,000万円入っています。また、税収が上がるということは交付税が増えるということでもあるので、なくしたときに地方に対してどれだけの補填をしてくれるなんかという議論が国のはうではまだ全くありませんので、その辺のこれから、より財政運営を慎重かつ、国との動向も見ながら進めていくというのが、今後一番大きな課題かなと。

お金のない時期に市長になりましたから、あいつは金がないしか言わん市長やって1期、2期目ずっとと言われましたけど、ある程度立て直しましたけど、今後のことを考えると、やっぱり借金、起債を増やしていくというのは非常に大変な問題もありますので、私がなったときは公債費が約40億円あって、今29億円ぐらいまで減った関係で、ある程度の事業ができているんですけども、国も史上最高の予算やって109兆円ぐらいやったと思うんですけど、109兆円で29兆円借金返しとるんですよ。だから、80兆円の中で物価高騰とかいろいろ対応しているということで、これから

本当に国債を発行して、どんどんそういうことをやっていくことが正しいのか、国がどういう方針を示してくるのかというのもよく見届けないといけないのかなというふうに思います。

とにかく、元気なまちづくりをしっかりと進めていきたいと思いますし、また、議会の皆さんにも相談をしながら、この財源確保についてもしっかりと対応し、また、陳情も含めて、いろんな要望を国のほうに伝えていきたいと思っておりますので、今後ともご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（田中博晃君）18番 中本君、再質問ありますか。

18番 中本君。

○18番（中本正人君）ありがとうございました。今後、橋本市で始めて以来4期目の市長ということで、どうぞ頑張ってくださいということを申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（田中博晃君）この際、18番 中本君の質問項目2、小学校の再編統合に対する答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

18番 中本君の質問項目2、小学校の再編統合に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）小学校の再編統合についてお答えします。

近年、我が国では少子高齢化がますます進み、出生数は1949年の270万人をピークに、

2024年には70万人を切るまで減少しています。また、人工知能の普及やインターネットの生活への浸透、情報化の進展など、社会を取り巻く情勢は変化し続けています。

教育現場においても、新型コロナウイルス感染症を契機にオンライン教育の必要性が注目され、その一方で、教員による対面指導や子ども同士の学び合い、地域での体験活動の意義も再認識されるなど、学校教育を取り巻く環境や学びの姿は大きく変化しています。

このように複雑で予測困難な社会の中で、子どもには柔軟に対応し、これから社会を生き抜いていく力が必要になっています。この子どもの生きる力には、大きく3本柱として、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力や人間性」、社会や生活で生きて働く「知識や技能」、未知の状況にも対応できる、「思考力や判断力、表現力など」が挙げられますが、これらは多様な学びや多様な意見、人間性に触れることでより得られるものと考えています。

本市の小学校・市立中学校の児童生徒数については、令和7年5月1日現在、3,781人が令和13年度には3,093人に、通常学級は、同比較で155学級が120学級へと2割近く減少する見込みであり、全国よりも早いペースで減少が続いている。

教育委員会としては、今後さらにこの状況が厳しくなると予測され、このままでは子どもの生きる力を育むための教育環境の保障が難しくなることから、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針を策定しました。

一定集団の学校生活の中で、子どもが自分の考えを表現すること、認められる場や活躍できる場を獲得すること、自分事として捉えることなど、子ども自身の経験から学べる環境を大切にしたいと考えています。

子どもが未来を創造し、力強くしなやかに、優しさを持ち、たくましく社会を生き抜く力をつけられるよう、子どもの学びの保障を大切にし、必要な教育環境を構築するためにも、再編統合により児童数の規模を一定確保したいと考えています。

○議長（田中博晃君）18番 中本君、再質問ありますか。

18番 中本君。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

再編統合計画、再編統合対象校、再編統合年度、再編統合後の学校を確認したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

少し長くなりますけども、再編統合の計画案は、政策決定前の現在策定途中の段階ですが、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針のとおり、橋本中央中学校区では、橋本小学校と学文路小学校、清水小学校を令和13年度を目標に再編統合し、再編統合後の学校の場所は橋本小学校に、隅田中学校区では、隅田小学校、恋野小学校を令和10年度を目標に再編統合し、再編統合後の学校の場所は隅田小学校に、紀見東中学校区では、境原小学校と城山小学校を令和14年度を目標に再編統合し、再編統合後の学校の場所は城山小学校に、紀見北中学校区では、柱本小学校と三石小学校を令和11年度を目標に再編統合し、再編統合後の学校の場所は三石小学校と、それぞれ計画化をめざしております。

なお、高野口中学校区では、今回再編統合は考えておりません。

以上です。

○議長（田中博晃君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）それでは、令和10年度から14年度の間に、現在の小学校14校が9校

に減るということですね。少子化ということで仕方のないことだと思いますけども、今まであった学校がなくなるということは、地域の人にとっても、また子どもたちにとっても寂しいことだと思いますけど、仕方がないですね。分かりました。

次に、再質問をさせていただきます。

全ての中学校区の再編統合計画を一気に示す必要はあるんですか。その意味を僕はあまり納得できないんですけど、どういうことなのかお教え願えますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

今回の学校再編は、教育委員会が策定した第2期基本方針に基づきまして計画策定をめざしております。この基本方針は、令和6年4月に策定後、令和7年4月に変更していますが、概ね10年間を見通したものとしています。したがいまして、子どもたちのよりよい教育環境を構築することを考えたとき、学校再編統合を必要とする学校については、現在策定中の新しい学校づくり推進計画の中に全ての中学校区の再編統合計画をお示しするものとしています。

再編統合に向けましては、保護者や地域の方々、関係団体などの方に参画いただく統合準備会の設置が2年から3年前には必要です。また、ご家庭においても、未就学児の保護者はこども園の選択やお住まいの場所を考えるなど、再編統合を踏まえた準備期間なども必要であるため、全ての再編統合計画をお示しし、計画が決定次第、各中学校区単位で進めたいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）分かりました。

それでは、次にお伺いしたいんですけども、再編統合計画の策定を進める一方で、再

編統合に反対する嘆願書や署名が提出されていますが、これらの対応はどうなっていくんですか、お伺いします。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

昨日も2番議員にも答弁させていただいたところもあるんですけども、境原小学校の地域住民の合意を得ない学校再編に反対する署名につきましては7月22日に、恋野小学校存続の嘆願書につきましては8月1日に、それぞれ提出者の方と懇談の場を持ち、本市教育委員会として再編統合を考えていることを丁寧に説明し、理解を求めました。

境原小学校の懇談では、学校がなくなると地域に若い世代が入ってこなくなるとの思いから、再編統合の取りやめや再編統合に伴う心配事などのご意見を頂きましたが、子どもの数がさらに減少する中、これから先の子どもたちの学習環境をよりよくしたいことをお伝えし、ご理解をお願いしました。

恋野小学校の懇談では、最終的に保護者の声を踏まえ、市の判断をしたいとの回答を頂いたところです。ただし、交通安全の観点から、道路拡幅などの強いご意見は頂いてはおりません。

以上です。

○議長（田中博晃君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）いろいろお考えはあると思うんですけども、私からしては、保護者、また住民の皆さんに納得、理解してもらえる説明をしてほしいということを要望しておきます。

続きまして、嘆願書、署名以外でも、関係者から様々なご意見が届いていると思います。再編統合を進めるにあたっては、関係者に理解を深めていただく必要があると思いますが、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

未就学児の保護者や小学校の保護者、地域住民の方々など、それぞれのお立場で置かれている状況も違うことから、様々なご意見を頂いております。子どもたちにとってよりよい教育環境を構築することを私たちは第一に考え、再編統合が必要であるとの説明を行ってきました。

昨年4月に第2期基本方針を策定した後、説明会、意見交換会を合わせて27回開催したほか、関係者との懇談会等も行っており、少しづつではありますが、ご理解は深まっていると考えております。

現時点で予定しております計画案に対するパブリックコメントになりますが、保護者、教育関係者などから個別の問合せや懇談等の依頼もありますので、ここは引き続き丁寧に説明を行い、さらに理解を求めていきたいと考えています。その上で総合的な観点から、学校再編計画を含んだ（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画を策定したいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）分かりました。

それでは、再編統合を進めることになれば、学校運営に必要な経費はどうなるんですか。また、経費が削減できるのであれば、その使い道はどう考えているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

再編統合で廃校になる学校、予定なんですけども5校におきまして、存続した場合に必要である経費が廃校後は不要となるため、その分が削減できます。削減となる経費は、施設の維持管理費、長寿命化改修などの大規模改修経費、プール設備更新等であります、

その削減が長期にわたるため、削減額は20年間で試算をしております。

削減額は20年間の5校の合計では、維持管理費、これは光熱水費や公務員の人事費、修繕費などありますが、およそ12億6,500万円、大規模改修経費では約10億500万円、プール設備更新費は約3億7,300万円で、合計約26億4,300万円と試算しております。これはあくまで現時点での概算でございます。

一方、廃校によりまして、約12億7,200万円の普通交付税、歳入は減額となります。よりまして、歳入歳出を差し引き、廃校に伴う削減効果額は約13億7,200万円となり、1年当たり5校の合計では約6,800万円の削減効果となります。なお、この試算には、学校跡地に係る経費は含んでおりません。

また、削減できる経費の使い道については、今後、財政面での調整は必要となります、教育委員会といたしましては、子どもたちにとってよりよい教育環境を構築するための取組みに充用させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）よろしくお願ひします。

それでは、最後にお伺いしたいんですけども、廃校となる学校の跡地活用はどのように考えているのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

学校はこれまで保護者や地域に支えていただきながら、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりに取り組んできました。廃校となる学校の跡地利用につきましても、関係者の皆さまと協議を行い、検討したいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）今お聞かせ願いましたように、学校の跡地利用ということになれば相当な面積ですよね。これをどのように跡地利用するのかなと思いまして。今まで学文路中学校では、学文路地区公民館と学文路保育園が跡地利用として使われて、それで、運動場の半分は駐車場として今使われております。

そして、西部中学校の跡地については、現在、山田地区公民館がなっておりまして、そして校舎側については住宅、そして東の面で柏原保育園がなったということなんですが、この周りや跡地利用というのは市の財産でもあり、また市民の財産でもありますので、十分考えていただいて、言い方は悪いですけども、あまり寝かすことなく、跡地利用というのは早く活用してもらえるよう要望しておきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）18番 中本君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）順番11、4番 梅本君。

〔4番（梅本知江君）登壇〕

○4番（梅本知江君）改めまして、皆さん、こんにちは。

いつもながら皆さん的一般質問、答弁を聞いていまして、とても勉強になります。これを積み重ねてきたことで今の橋本市があるんだなということも感じさせていただいていました。本当に感謝申し上げます。

もう一つですが、一般質問の前に、今日の市長のお話、とても感銘を受けました。そして一番心に残った言葉が「稼ぐ」です。稼ぐことで本当に財源が増え、本当の意味で市民の方の要望にもいろいろお応えすることができるんじゃないかなということを痛感しました。稼ぐ。みんなこれをタイトルで頑張って

いけたらうれしいなと思っております。

そうしましたら、早速、一般質問に入らせていただくんですが、今日の一般質問は、市長のお話にもありました橋本駅前、高野口駅前を活性化するということでしたが、それに関する二つの質問をさせていただきます。

まず一つ目、はしもと広域観光案内所について。

駅前にありながら活気を感じませんし、特にE-BIKEなど、市民の方々、また地元の方々にもあまり周知されていないと感じます。本市の見解をお伺いします。

(1) 広域観光案内所ということで、近隣の市町村の案内もありますが、橋本市に特化してのご案内が少ないように感じますが、何か意識されていますか。

(2) 利用客の人数や物販の利益はアップしていますか。

(3) E-BIKEレンタルの利用状況を教えてください。

もう一つの質問です。橋本市地場産業振興センター裁ち寄り処について。

市街地の活性化を図り、地場産業の振興とまち中にぎわい創出を目的にしていると示していますが、市民の方々にまだまだ周知されていません。市制20周年にあたり、今後の進展のために質問させていただきます。

(1) 現在の利用状況や来館人数を教えてください。

(2) 物販の売上げ状況やイベントでの動員状況を教えてください。

(3) レンタサイクルの利用状況はアップしていますか。

以上2件、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君の質問項目1、はしもと広域観光案内所に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）はしもと広域観光案内所についてお答えします。

まず、一点目の案内所における橋本市に特化した案内についてですが、案内所では市内で開催されるイベントの告知チラシの掲示をはじめ、短時間で散策可能な橋本駅周辺散策マップや市内各エリアの飲食店情報などを提供し、市内の観光情報を分かりやすくお伝えできるよう取り組んでいます。

一方で、来所されるお客さまからは、近隣市町の観光情報についてもご要望を頂くことがあります。そのため、広域的な情報も取りそろえ、橋本市を中心とした案内を行っているところです。

次に、二点目の利用客数及び物販の状況についてですが、令和6年度の来客数は4,797人で、前年度と比べて1,287人の増加となっています。一方、物販につきましては、令和6年度の売上げが126万7,619円で、前年度より48万7,599円減少しています。

最後に、三点目のE-BIKEの利用状況についてですが、本市におけるレンタサイクル事業は令和6年度より開始しており、その実績は118台となっています。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君、再質問ありますか。

4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。来客数が4,797人ということで、たくさんの方に利用していただいているんだなということにとても驚きました。いつも委託先の皆さんの努力だと思います。ありがとうございます。

それでなんですが、はしもと広域観光案内所には、他市の観光情報がたくさんあります。品物であったりお土産であったり、あと、ポスターであったりチラシであったりなんです

が、橋本市の税金で賄っていると思うんですが、橋本市だけの特産というか、ランダムになっていて、橋本市というのがないのがとても残念だと感じていますが、そういうコーナーを設置することはできないでしょうか。

○議長（田中博晃君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

配置につきましては、当然売れているものとか、これをこの隣に置いておいたほうがいいのじゃないかなというところで、配置は工夫しながらやっておるところなんですが、確かに橋本市だけのものを特化して、ここは橋本市の売場やというところの観点も必要かと思いますので、案内所と相談して見直したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君） 4番 梅本君。

○4番（梅本知江君） ありがとうございます。ぜひ一番目立つところに設置をお願いできたらと思います。

あと、案内所、市民の方もおられるんですけど、観光客の方とかが駅からぱっと降りてきたときに、ぱっと目に留まるというのをもっと工夫していただきたいなというふうに感じるんですが、例えばのぼりなど、設置することはできないでしょうか。

○議長（田中博晃君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

現在も比較的、ここに店があるよという状況をつくっているのかなというふうには感じておったんですが、のぼりの設置ということで、今まで考えていなかつたんですけども、検討しましたところ2箇所ほど置けるところがあるのかなと。あと、金額につきましても消耗品レベル、数千円程度でできるということが分かっておりますので、通行客とか、そ

ういう面を配慮しながら、前向きに検討したいとは思っております。

以上です。

○議長（田中博晃君） 4番 梅本君。

○4番（梅本知江君） ありがとうございます。観光所の前にこれぐらいの幅があるんですよ。なので可能じゃないかなって感じますので、もしできれば、20周年ののぼりを立てていけたらうれしいなと思います。

すごく寂しいのが、20周年ってすごくこだわるんですけど、いつも、20周年のポスターもなければのぼりもなくてすごく残念だなと思っていたんですが、ポスターがやっと出来上がってきたようですので、早速ポスターのほうも、一日でも早くぱーんと貼っていただけたらうれしいと思います。

そして、次の質問に入るんですが、私、よく自分の仕事で出張へ行く際に、いつもできるだけ橋本市にお金を落とそうと思って、駅前で、観光案内所でいろいろ買っていくんですが、紙袋がないんですね。従業員の方も、いつも「自分、家から持ってきたんや」とかって言って、よその紙袋を一生懸命用意したりして、努力して入れていただいたりするんですけども、ぜひお土産を購入した際、はしほう、私、はしほう今大ファン、昔はそうじゃなかつたんですけど、今とでも大ファンで、はしほうとか、あと、観光情報などをデザインした、そこにQRコードを入れたりして、紙袋を配布すれば市のPRにもつながるんではないかというふうに感じています。多少やっぱり経費はかかりますが、紙袋代って思ったら経費は高く感じるかもしれませんけれども、広告宣伝費も兼ねてということになればすごく効果的と感じますが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答

えします。

案内所での地場産品の購入者数は、先ほどもお答えさせてもらったように年々増加傾向にございます。令和6年度には1,126人ということで、ご購入者がいるということで把握しております。

議員ご指摘のとおり、案内所での購入者に提供するデザイン紙袋を作成することで、市のPRにつながることが一定期待できるというふうには考えております。このことから紙袋には、市のマスコットキャラクターのはしほうとか、あと、観光特設サイトへ飛ぶようなQRコードの設置とか、そういうところは前向きに考えれると思いますので、前向きには検討したいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）楽しみしておりますので、どんなのが出来上がるか、よろしくお願ひいたします。

あと、とても来客数は多いんですけど、残念なのが、売上げが去年よりも下がっているというところ、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

当然、売上げが下がっているということは、購入者が少なくなっているということが考えられます。一つに考えられるのは、やはり商品が一定化しとるというか、単一的にならないかどうか、その辺も含めて考えますので、委託販売が多いのでなかなか前向きにいろいろ、たちまち変えれる状況にはないんですけども、その辺は相談して、入れてもらっている事業者と相談しながら、商品の入替えとかというのも考えながら、工夫していくたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）本当に今物価高騰であったり不景気ということで、お財布のひももすごく固くなっている部分もあると思いますし、前年度のその前々年度、ある会社のあるすごい有名なものが置かれていて、それがすごく売れて、去年度、前年度、売上げがが一と上がり、上がりましたということで、なので今回下がっている分は、前年度と比べては下がっているけれども、その金額はその前々とは同じぐらいということなので、今、部長が言っておられたように、やっぱり商品選びというんですかね、そういうのもまた売上げにつながるように工夫していただければうれしいかと思います。

そして、あと、E-BIKEなんんですけど、E-BIKEの周知はどんな方法で行っているのか教えていただきたいです。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

E-BIKEの周知につきましては、PRチラシを橋本駅の構内とか、橋本駅のトイレの掲示とか、あと、各地区公民館とか宿泊施設へ配架する、配って展示するという、そういうことをしつつ、橋本駅前の電光掲示板を活用したPRを実施しております。

また、「広報はしもと」や市のホームページへの記事の掲載、それから、市の公式LINEなどのSNSを通じて幅広い世代に行き渡るよう、定期的な発信に努めておるような状況となっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。駅の構内とかお手洗いなどにも貼っていただいているということで、確認しに行つたんで

すけど、お手洗いは仕方ないなと思ったんですが、駅構内とか、チラシを貼ってあるだけなんですね。すいませんが、全然目立たない。ポスターなどあるんですかね、E-BIKEの。何でしたら、そのポスターを掲示させていただくほうがいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

確かに、今チラシを貼っているような状況という、そういう状況になっておるんですが、ポスターは現在ないんですけども、この辺も相談しまして、作るかどうかというのも含めて検討したいというふうに思います。できるだけ使ってもらうことが目的となっておりますので、知ってもらうことはやっぱり必要というところで、見せ方というところで検討したいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君） 4番 梅本君。

○4番（梅本知江君） そうしましたら、振り返りなるんですが、令和6年度のE-BIKEの目標値、まだ1年ですけれども、目標値は何台でしたか。

○議長（田中博晃君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

以前の3番議員の質問でもお答えさせてもらったんですが、目標値は100台ということで目標にしておりました。

以上です。

○議長（田中博晃君） 4番 梅本君。

○4番（梅本知江君） ありがとうございます。実績は118台ということで、本当に順序よく、まだ間がないと思うんですが、伸びていてまして、とてもうれしく感じていただいているが、駅前の方すらE-BIKEがあること

を知らない方が多いんですね。まず、私も議員になってから分かったんですけど、E-BIKEって聞いたらバイクと思ってしまう。でも、実はバイクじゃなくて自転車じゃないですか。電動自転車の長距離が走れたり、しっかりしたものというものだと思うんですけど、すごく一般の方にE-BIKEって言つても分かりづらいと思うんですね。その辺の周知の仕方であったり、観光所の前にこれぐらいの幅があるので、実際E-BIKEが1台だけでも置けるかどうか分からぬでけれども、その辺も検討というか確認していただけたらうれしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

広域観光案内所の前って歩道になつていますし、E-BIKE、確かに高額なもので、当然そのまま置いておくわけにもいきませんので、現在のところ歩道に出して、歩道というか狭いところに出しておくということはないんですけども、中で今置いているので、できるだけ見やすい状況にはしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君） 4番 梅本君。

○4番（梅本知江君） 大切なもので傷んだら駄目なので、中に大事に直していただいているんですが、でも、利用してもらわないことには意味がないと思います。やっぱり駅から降りてきた人にぱっと目に入って、「あれ何やろう」というものがあればいいなと思うんですが、例えですが、E-BIKE本体の写真を大きく引き伸ばして展示するとか、もつともっと周知していただける工夫をしていただけたらなと思うんですが、いかがでしょうか。

- 議長（田中博晃君） 経済推進部長。
○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

先ほども電光掲示板のお話もさせてもらいましたけども、できるだけ写真で引き伸ばして大きくするのがいいのか、それ以外の方法がいいのかというところにつきましては、先ほども申し上げましたとおりE-BIKEを使っていただくこと、これは重要やと思ってますので、使ってもらうために、PR活動には力を入れたいというふうに考えておりますので、またご協力のほうもよろしくお願ひします。

- 議長（田中博晃君） 4番 梅本君。
○4番（梅本知江君） 今もいろいろ工夫していただいていると思うんですけど、より意識して、また、台数もたくさん出ますように、それがまた橋本市のいろいろ観光をされて、お金も落としていただけるように、ぜひまた工夫していただけたらと思います。

最後に、いつも行かせてもらったら、館内がきれいに整理整頓されているんですね。接客もとても丁寧です。ある時、私が行ったら、多分議員って知らずに、「何か和歌山のものとか橋本市でいいものはないですか」と言ったら、「オーパワに行ったら、かけろうを売っていますよ」とか、すごい丁寧に、よその人と思ったみたいで教えていただいたりして、いつもこんなふうに接客していただいているんだなというふうに思いましたし、やっぱり橋本市の顔だと思うんですね。すごいいい感じの気分になったのを覚えています。

橋本駅前の再開発もまだまだ先になるので、ぜひこの観光案内所から明るく元気なまちを発信して、駅前を活性化していただけますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

これで一つ目の質問を終わらせていただきます。

- 議長（田中博晃君） 次に、質問項目2、橋本市地場産業振興センター裁ち寄り処に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

- 経済推進部長（三浦康広君） 橋本市地場産業振興センター裁ち寄り処についてお答えします。

まず、一点目の裁ち寄り処の現在の利用状況と来館人数ですが、利用状況は、観光客や地元の方の利用に加え、フラワーアレンジメントやチョークアートの体験講習会などを開催しています。来館人数は、令和7年4月1日から7月31日までの期間で、延べ2,395人となっており、前年同時期に比べ152人増加しています。

次に、二点目の物販の売上げ状況とイベントでの動員状況ですが、令和7年7月末までの物販の売上げは210万7,267円で、前年同時期に比べ29万4,654円の増加となっています。また、体験講習会などのイベント動員数については延べ311人となり、前年同時期に比べ36人の増加となっています。

最後に、三点目のレンタサイクルの利用状況についてですが、センター設置のレンタサイクルは指定管理者の所有で自主事業として行っており、令和7年度は7月末までに12台、令和6年度は38台の利用がありました。両年度とも月平均としては3台となり、利用状況は横ばい状態となっています。

今後につきましても施設の目的に照らし、利用者向上のための工夫を指定管理者とともに講じていきたいと考えています。

- 議長（田中博晃君） 4番 梅本君、再質問ありますか。

4番 梅本君。

- 4番（梅本知江君） ご答弁ありがとうございました。来館人数が3か月間で2,395人とお

聞きしまして、とても驚きました。喜び、驚きました。どのような形で利用して、それだけの方が来館されていますでしょうか。

○議長（田中博晃君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） 裁ち寄り処は、物販だけではなく、地域住民同士が情報交換できる場としても利用されております。これは施設の設置目的にも記されております。特に、高齢者の方々にとっては、孤独感の軽減や地域ネットワークの構築にも活用できる場として親しまれているような状況になっております。当然、物販などの買物客も来ておる、そういう状況になっております。

以上です。

○議長（田中博晃君） 4番 梅本君。

○4番（梅本知江君） 売上げも、そして伸びていて、すごくうれしいことだと思います。

先日、この件でいろいろ館内を視察に行ったりしたんですけども、たまたま80代の男性の方々がおられまして、コーヒーを飲みながら、「おいでよ、おいでよ」と一緒に入れていただきまして、本当に笑顔で楽しく過ごされていました。毎日集っているそうです。コーヒーが150円ということで、クーラーもあり、すごくきれいなところでゆっくりできるとおっしゃっていました。または、1日に2度、3度利用する高齢者の方々もおられるそうです。とてもいい場所をこうして用意していただいているということに感謝されていました。引き続き、またそういう方にも、もっともっとたくさんの高齢者の方にも周知していただいて、この場を活用していただければうれしいかなと思います。

そして、あと、レンタサイクルの件なんですけれども、もっと周知していただきたいと思ったんですが、自主事業ということで、皆さん、自主的にいろいろしていただいている

ということです。そして、レンタサイクルも老朽化というか傷んでいるものもあるそうで、もし自主事業としてしていただいている市民の皆さんにおられたら、せっかく思いを持ってやっていたいので、何かヘルプできることがあればヘルプしていただいて、また、活用の台数も増えていただけたらうれしいなというふうに感じています。

裁ち寄り処なんですけれど、「どこにあるの」ってよく聞かれます。私も何年か前に知ったばかりで、前を通っているとき、お土産屋さんかなって思っているときもあったんですね。でも、よく聞きますと、国道24号線のところに看板というか案内の、これぐらいのかな、何かあるらしいんですけども、全然目立たなくて、なので、裁ち寄り処ってどこにあって、また、その看板には、お土産屋さんがあるとか、コーヒーも飲めるとか、そういうことを何も書いてないので、橋本市地場産業振興センターって書いてあっても何か分からぬ。反対に、その看板の右側には九度山町の道の駅とか、そちらのご案内があって、ついみんなそっちに行っちゃうんじゃないかなというふうに感じたんですが、裁ち寄り処に行くとお土産もあってとか、コーヒーコーナーもあってとか、レンタサイクルもあってとか、行ってみたいなと思うような看板の設置をすることは可能でしょうか。

○議長（田中博晃君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

まず、24号線沿いに貼ってある看板、これは案内板になっておりまして、国道というところで制約がございますので、あれ以上のものを設置することはできません。

今おだだしの看板、何を売っているかとか、どういうことをしているかというような看板につきましては、市で土地を買ったり借りたり

りしてそこに看板を新たに設置するということは、ハード的なところはあまり考えておりませんで、やろうとしていることはＳＮＳとかを通じまして、何を売っているとか、どんなことをしているとかというところは、定期的に発信していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）24号線沿いは難しいということなので、今の看板があるところは難しいということなので、また、もちろん国土交通省とかいろいろ兼ね合いはあると思うんですけど、ぜひ私はせっかくあんなすばらしいものがあるので、宣伝、どういう形かで、できるだけお金がかからない形で看板とかを作れないのかということを、設置場所であったり、またご検討していただければうれしいかと思います。

あと、看板は難しいということですが、裁ち寄り処のPRポスターはありますか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

裁ち寄り処のPRポスターというのを作つていませんで、チラシみたいなのを自分たちで作成しまして、高野口駅前に実はこういう掲示板、商工会が持っている掲示板があるんですけども、そちらのほうに裁ち寄り処に案内できるように、そういうチラシを貼っているような状況に今現在はなっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）それもチラシを見せていただいたんですが、本当に分かりづらく、ポスターぐらいの大きさならぱーんと入ると思うんですけど、道の駅ほどでもないんですけど、裁ち寄り処は。でも、あれだけの施設で、

中もすごくお土産もたくさんありますし、いろんな地場の産業のすごいいいものも置いてくれています。そして、よく市民の方がご存じないのが、新幹線のシートもつくっていたり、実際あるじゃないですか、お席が。シートが置いてあつたり、そしてあと、国会議事堂のカーペットというんですか、お椅子であつたりとか、すごいことをしているんですね、高野口町で。そういうのをもっともっと見てもらいたいですし、たくさんのお土産も買っていただきたいですし、地場産業、皆さんのが並べているのももっともっと買っていただきたいということで、ぜひポスターを作成していただいて、看板が無理なら、もっと宣伝していただけたらうれしいと思います。

あと、駅前に今カフェとか、高野口の駅前ですね、銭湯、そして有名な和菓子屋とかがあると思うんですが、駅前のこうしたお店に、例えばですが、裁ち寄り処のチラシがあるならば、それをお渡ししてもらうように協力していただいて、例えばそこに割引券300円ついているとか、だったら私、ちょっと寄ってみようかなと思うタイプなんですね、割引券があったら。例えばそういう工夫をしてもらうような連携というんですかね、そういうお願いはできないでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

ちょっと広くなったといいますか、今回のご質問は地場産業振興センターのご質問になっております。地場産業振興センターというのは設置目的があって、地場産業の振興とか、先ほどのパイルの話とかというのがあると思うんですけど、その辺の振興とか、地域の方々の交流というところでやっております。

一方で、既に高野口町の観光化というところで、先ほど市長も答弁されたと思うんです

が、高野口駅を中心として葛城館とか高野口乃湯とかっていうところもできてきておりまして、そういうところにつきましては、そっちの事業の一環で行えるとは考えております。

今回のお話というのは、指定管理者に個々の事業者の割引券をつけてくださいねというところでいきましても、恐らく設置の目的とか、そういうのには合っていないという議論になると思いますので、その辺は区分けして行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）今は例えばのお話ですが、やっぱり裁ち寄り処は市の持ち物であって、そこが主となって駅前全体のお店が発展するように、活性化するように、またご提案というか、いろいろ考えていただけたらうれしいです。

最後の質問になりますが、「いまじん」という新聞の折り込みのところに、いつも裁ち寄り処の広告を載せていただいている。ただ、最近、新聞を取っているお家って少なくなっています。せっかくいろいろなイベントをしていただいたりしていますので、せっかくでしたらもっと広報に載せて周知していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

「広報はしもと」において、年間のスケジュール、イベントなどをまとめてするというのはほかの事業でもやっておりますので、それは可能というふうに考えております。紙面の都合がございますので、どのようなものができるのかを含めまして、今後検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。

あの裁ち寄り処は、和歌山県より令和4年だったかな、ふるさと建築景観賞というのも頂いているんですよね。本当にすてきな建物だと思います。

そして、先ほどからも言っていますが、館内にはたくさんのお土産が、商品が、一度行ってみてください、きれいに陳列されています。これも従業員の方のすごく努力だと思います。そして、とても1回入ると購入意欲が湧きます。なので、ぜひどんどん売上げに大切なツールにもなると思うので、どんどん来てもらう工夫をお願いしたいと思います。

そして、最後まとめになるんですが、売上げが上がっているということで私はとても安心していました。ところが、この一般質問の内容をいろいろヒアリングしている中で、何と10年近く赤字経営だということを知りました。「えっ、10年も」ということで、とても驚きました。

今年度の予算は委託料700万円。本当に大変な思いをして納めてくれている、市民の皆さまの税金からの700万円です。ぜひ、一生懸命やっていただいていると思うんですけども、赤字の原因を特定して、コスト削減と売上げ増加の戦略を具体的に立て、実行する必要があると思います。10年も続いているので。そのためには委託先に任せただけではなく、担当課、そして従業員の皆さま、一緒になって協議し、本気で取り組んで立て直し、裁ち寄り処発信で、市長のおっしゃる大正ロマンを感じさせる高野口駅前にぎわいにご尽力を尽くしていただけたらと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君の一般質問は終わりました。

この際、14時5分まで休憩いたします。

（午後1時54分 休憩）

（午後2時5分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

順番12、5番 阪本君。

〔5番（阪本久代君）登壇〕

○5番（阪本久代君）改めまして、こんにちは。

通告に従いまして、一般質問を行います。今回は4項目です。

まず1番目、小・中学校の女子トイレに生理用品設置を。

令和3年6月議会で、トイレットペーパーのように生理用品が当たり前にある社会にという質問をしました。今回は、小・中学校の女子トイレに生理用品を設置することについて質問します。

前回の質問を受けて、取り組まれたことはありますか。前回の会議録を読みますと、「児童生徒の声をよく聞いていくというのは非常に大事なことかと思います」と答弁されています。児童生徒の声を聞くということに取り組まれましたか。

2項目めです。低所得世帯のエアコン設置・修理に補助を。

今年の夏は本当に暑くて、エアコンがないと過ごせません。この暑さは今年だけではなく、今後も続くと予想されます。全ての世帯にエアコンは設置されているのでしょうか。あっても使えなかつたらないのと同じです。

例えば、生活保護世帯の設置率はどのくらいですか。熱中症予防のためにも、低所得世帯のエアコン設置・修理に補助を求める。

3項目めです。災害時のヘリコプター発着

場について。

防災拠点併設の総合商業施設「紀翔」プロジェクトが始動したと宣伝されています。高校野球の途中で放送されていましたので、見た方も多いと思います。この防災拠点併設と橋本市との関係について質問します。

1、防災拠点というのは、民間が勝手につくることができますか。

2、ヘリポート、災害時の救助用ヘリにも使える離発着施設も併設ということです。橋本市はヘリコプター発着場を17箇所指定（平成24年3月末現在）しています。さらに必要と考えておられますか。

四つ目は、（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画の策定についてです。

令和7年4月7日に議会から教育委員会、教育長に対して、（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定に関する提言が提出されました。教育委員会はどのように受け止め、対応されますか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君の質問項目1、小・中学校の女子トイレに生理用品設置をに対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）小・中学校の女子トイレに生理用品設置についてお答えします。

まず、令和3年6月議会でのご質問以降の状況についてですが、児童生徒に対して直接アンケートを実施したことはありませんが、養護教諭を中心に、日常的に児童生徒の声を把握するよう努めています。そのような状況の中、前回のご質問から4年が経過していますが、いずれの学校においても児童生徒から生理用品をトイレに設置してほしいとの要望は上がってきておりません。また、定期的に

開催される養護教諭の会議の中においても、設置に向けた要望は寄せられていないところです。

令和3年6月議会において答弁しましたとおり、教育委員会では、生理用品は基本的に個人で準備するものと考えています。急に必要となった場合には、保健室にて無償で手渡しをしており、この方針に変更はありません。

また、児童生徒が保健室を訪れることで、経済的困窮など背景にある課題を把握し、必要に応じて福祉機関等につなげることが可能となります。このため、養護教諭や女性教諭を中心に、児童生徒が恥ずかしがらずに相談できる環境を整えることが重要との認識も、当時と変わりありません。

本市の小・中学校では引き続き、保健室での対応を基本に取り組んでいきます。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）では、再質問します。

前回のご答弁で、児童生徒の声をよく聞いていくというのは非常に大事なことかと思いますというふうにあったにもかかわらず、児童生徒に対して直接のアンケートは実施したことがないと。この4年間何も変わってないということに、本当にがっかりしました。

令和3年7月21日の教育委員会定例会会議録を読みますと、委員から、「子どもたちに聞いても、借りに行きづらいということもあるようです。そういう観点では、何かあったときに借りやすいような環境が必要なのかな。思春期の子は、借りに行くということも少しハードルが高いように思う」というふうな発言が議事録の中にありました。

また、内閣府は、コロナ禍において生理の貧困が顕在したことを受け、2021年から自治体での生理用品の無償配布の取組みを調査

しています。2020年10月1日時点では、926自治体が無償配布に取り組み、生理用品を全小・中学校のトイレに設置している区・市町村は295です。

和歌山県内では、和歌山市、海南市、紀の川市などで小・中学校のトイレに設置をしています。紀の川市の議員に聞いたところ、これも議員の質問の後で、まず1校とかで試行をして、全校に広げたと。掃除の際に児童生徒が、トイレットペーパーと同じように生理用品も補充しているということです。予算的にも、保健室に置いていたときとあまり変わらないということを教えていただきました。

また、中国新聞というか、ネットで見つけたものなんですけれども、広島県内で府中市というところが、小・中学校と義務教育学校の全10校の女子トイレに常備をしています。府中市の第一中学校は、8箇所ある女子トイレの計32の個室に生理用品が入ったケースを置いているということです。緊急の利用であれ、経済的事情であれ、使う理由は問わないと。「トイレで生理が分かったとき、10分休憩でロッカーまで取りに戻れない。あると助かる」という、そういう女子生徒の声もあります。

補充は、各トイレの掃除係の女子が担当し、残り枚数が減っていたら保健室に取りに行くと。教員は年1回、学年集会などで生徒に、生理用品は眼鏡やトイレットペーパーと同じように生活に必要なものだと教えると。生理中で体調が悪いと、試験や大会で力を発揮できない場合があることなども伝えているということです。

各校のトイレにナプキンを置くようになったのは2022年10月。2年半がたった今、生徒にとって置いてあって当たり前になっているということです。ここでは、市教委が女子児童生徒にアンケートをしたところ、3割以上

が「生理用品がなくて困ったことがある」と回答。トイレに置くことへの賛成意見が8割を占めたということで、この結果を踏まえて各校への設置が始まったということです。

やっぱり直接児童生徒にアンケートをするのと、養護の先生、保健の先生とかに声があるかないかで判断するのとでは大きく違うというふうに思います。

この『女性のひろば』という雑誌なんですが、これで「みんなで語ろう生理」という特集がありまして、ある人がXでアンケートをしたところ、トイレに生理用品を置くことの可否はともかくとして、「急に生理が来て応急処置をしたことがありますか」という問いに、1万4,000の投票のうち9割が「経験がある」というふうに答えたということです。だから、年齢に関係なく、やっぱり急に来て困ったということはあるということだと思います。困った児童生徒が、必ず保健室に行くとは限りません。やっぱり「急に生理になつて困ったことはありませんか。そのときどのように対処しましたか」というアンケートをぜひとも行っていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

生理の周期が不安定な思春期の女子生徒にとって、保健室に行くことまでが心理的な負担であることや、生理に関する話題は児童生徒にとって声を上げにくいデリケートな問題というところもありますので、アンケートにつきましては検討する必要があると考えます。無記名で実施に向けた準備を進めたいと思いますが、対象学年や実施形態につきましては、養護教諭の見解も聞いて検討したいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）アンケートを取っていただくのがまず第一歩だと思いますので、よろしくお願いします。

1番を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、低所得世帯のエアコン設置・修理に補助をに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）低所得世帯のエアコン設置・修理に補助をについてお答えします。

近年の夏は、気温35度を超える猛暑日が続く記録的な暑さとなっており、エアコンは熱中症予防の有効な手段の一つとなっています。

現在、本市の生活保護受給世帯のエアコン設置率は97.1%となっており、受給世帯に対しては、ケースワーカーの訪問の際にエアコンの使用を促すなど、熱中症対策の注意喚起を行っているところです。

生活保護制度におけるエアコンの設置に関しては、生活保護受給開始時にエアコンの持ち合わせがない場合や、災害に遭い地方自治体の救護などでは失った家具什器を賄うことができない場合など、特別な事情がある場合に限り購入費の支給が可能とされており、原則は、毎月支払われる生活保護費のやりくりによって、計画的に購入していただくこととされています。

現在、本市において生活保護世帯などに対するエアコンの設置・修理に対しての補助制度はなく、現時点では実施する予定はありません。

生活保護受給世帯に対しては、先ほど述べました国の制度に基づき、日々の訪問や相談業務の中で、冷房器具などの購入の意向を確認し、必要に応じて、家計管理の助言指導や、社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸

付の利用の紹介や手続きの支援など、真に必要な方が冷房器具を購入できるよう、今後も引き続き取り組んでいきます。

また、生活に困窮する低所得世帯に関するも、就労支援や生活保護の受給、生活福祉資金貸付の利用など、必要な支援につなげることにより対応をしていきたいと考えます。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）では、再質問します。

今、生活保護受給世帯のエアコン設置率は97.1%ということで、100%に近い。それは一つは、割と高いんやなとは思ったんですけども、ただ、100%でないということは、設置していない世帯があるということです。

今年の8月22日付の毎日新聞の「老老介護、襲った猛暑」という記事が載りました。そこでは、東京都23区内で今年の夏6から7月の熱中症で屋内で見つかった死者54人のうち43人については、エアコンの不使用や故障、未設置が明らかになった。大阪市内では2024年の夏、5月から9月に自宅で見つかった死者80人のうち、68人がやはり不使用や未設置だったことが分かっているという記事がありました。本当に暑い日がずっと続いているけれども、このように猛暑の中、エアコンがないというのは、命に関わるというふうに思いませんでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）先ほどもお答えの中で触れさせていただきましたように、近年の夏は猛暑日が続く記録的な暑さでございまして、熱中症予防の有効な手段であるエアコンがないというのは、熱中症のリスクが高まり、危険な状態であるというふうに思います。

そういうこともございますので、生活保護

世帯や生活に困窮している世帯に対してましては、今後もケースワーカーなどから、エアコン購入に向けた家計管理に係る助言指導でありますとか、社会福祉協議会の貸付の利用など、適切な説明、指導などをを行いながらエアコン設置を促すなど、引き続き支援を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）橋本市はエアコンを買うために、少ない保護費の中から貯金をするなり、また、社会福祉協議会で借りて、それを毎月毎月返済していくと、これでいきなさいというふうに言っているわけなんですけれども、生駒市のほうでは、昨年、生活保護世帯のエアコン設置については、いろいろ国の条件があるので、保護開始時にどの世帯でもなくして、熱中症予防の必要性がある世帯、高齢者とか障がい者等に限られています、国の基準がね、設置の。その要件に該当しない生活保護世帯は、毎月の保護費をやりくりしたり、社会福祉協議会、今さっきから言っている実質、生活福祉資金の貸付制度を利用するしかない状況だと。これは一緒なんんですけど、だけど、実際にこれらの方法は困難な場合が多く、購入をちゅうちょするケースが多く見受けられるということで、エアコンを未設置、もしくは故障して1台も使用できるエアコンがない世帯を対象に上限10万円、うち購入費が6万7,000円で設置工事費が3万3,000円を給付する事業を昨年行わされました。そして、12世帯が給付を受けたそうです。

これもずっと事前に調査して、要するに設置していない世帯に積極的に勧められた結果、全部がつけたんじゃないんですけど、12世帯が給付を受けたということです。

また、流山市では、稼働するエアコンが1台もない低所得世帯及び生活保護世帯に対し

て省エネエアコンの購入費用等に、助成金全額じゃないんだけど、一部を助成するという制度とかもやっておられます。

実際に買おうと思っても、借金するか貯金するかと言っても少ない保護費の中からするわけですから、かなり大変だと思うんです。だから、橋本市としても、やりませんということではあるんですけども、何らかの補助ということは考えられないでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）他の自治体の中で生活保護世帯などに対して補助、助成を行っている事例といいますか、そういうのはあるというのは承知しておりますけれども、生活保護世帯に関しましては、厚生労働省より令和5年以降毎年、「生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等について」という通知がなされておりまして、その中で国は、近年の猛暑に対する熱中症予防に関する注意喚起、周知などに触れるとともに、エアコンの購入費用については、原則、保護費のやりくりによる対応と、困難な場合は社会福祉協議会の貸付利用を促すよう、担当部署に対し周知しているところでございます。で、当市としては引き続き、この通知にのつとった対応を続けていきたいというふうに考えております。

なお、先ほども触れましたが、国は毎年の通知の中で、このように近年の猛暑に対しエアコン等の冷房器具の適切な利用など、熱中症予防への注意喚起というのを行っており、冷房器具の有効性、必要性というのを認識しているところで、冷房器具の購入や修理に関する費用に関しましては、各自治体が個別に対応するのではなく、国においてしっかり対応願いたいというところで、昨年、令和6年度、近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会から国に対し、真に必要と認められ

る世帯には冷房器具の購入に必要な費用を支給できるように、現在の要件の見直しというのを要望してございます。

今後もこのような機会を通じて、引き続き国に対しても要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）国に対する要望も大事だと思います。やっぱり要件が厳し過ぎるので、そのところがすごく大事だと思うんですけど、でも、こんだけ暑くなってきたら命に関わることにもつながってきますし、やっぱり緊急に何らかの措置は必要ではないかなというふうに私は思います。

また、まだ橋本市内でも、生活保護世帯で設置されされていない世帯があるわけなんですけれども、お金もないかもしれないけれども、設置しても電気代が増えるということが心配でできないよというふうな、そういう世帯もあるんじゃないかと思うんですけれども、そんなことはないでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）ケースワーカーが訪問して面談する中で、電気代の節約のためにエアコンをつけない、利用を抑えるとおっしゃられる世帯もございます。そういう場合においては、ケースワーカーは熱中症の危険性というのを十分ご説明、啓発させていただいた上で、エアコンの購入、利用というのを促しているところです。

なお、電気代に関しましては令和5年10月より、消費実態や社会情勢などを勘案した生活扶助基準の見直しというところで、生活扶助費が特例的に加算されております。

また、本年10月からは、さらにその加算額を増加される予定でございますので、この生

活扶助費の中で適切に利用していただくよう、引き続き促していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）今、令和7年10月からも扶助費が増加するというご答弁がありました。だいたい、世帯によっていろいろ違うと思うんですけども、いくらからいくらぐらいがいくらぐらい増えるんでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）加算の金額についてでございますけれども、令和5年10月より一人当たり月額1,000円というのが加算されておりまして、また、本年10月からはさらに一人当たり月額500円、加算額が追加される予定となっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）念のためにお尋ねしたいんですけど、そうしましたら、令和5年以前に比べたら、一人当たり1,500円加算に今年の10月からなるということなんですか、これはずっとなんでしょうか、それとも臨時的なものなんでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）今もって終了がいつというところの通知というのも把握してございませんので、ある一定の期間という、その期間がいつかというのは、そこまではまだ出ておりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）加算はあるということですけど、これは物価高騰とか電気代とかいろいろなことの高騰に対応する加算であって、エアコンを買うために貯金せいという加算ではないので、いろいろやりくりができるのか

できないのかというところが非常に難しいとは思うんですけども、ぜひとも、買うのは無理でも修理に対する補助であるとか、そういうのも検討していただきたいと思います。要望で終わります。

2番を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、災害時のヘリコプター発着場に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（大岡久子君）登壇〕

○危機管理監（大岡久子君）災害時のヘリコプター発着場についてお答えします。

一点目の防災拠点を民間がつくることができるかについてですが、総合商業施設「紀翔」プロジェクトについては、民間事業者主体で事業検討を行っているもので、具体的な機能については決定していない状況です。

本市が防災活動上必要とする防災拠点につきましては、地域防災計画に明示し、その計画に沿って災害対策を行っていくものですから、今後、事業内容が明らかになった場合には、検討、協議がなされるものと考えます。

次に、二点目のヘリコプター発着場の追加についてですが、ヘリコプターの発着場は、被災時には物資の配送や傷病者の搬送など救助支援、孤立集落対策などをを行う上で重要な拠点となりますので、ヘリポートに活用が可能な施設等であれば、所有者の理解を得た上で地域防災計画に追加し、災害に備えていきたいと考えています。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）それでは、一点目のご答弁の中で、今後、事業内容が明らかとなつた場合には検討、協議がなされるものと考えますというご答弁でした。地域防災計画は、

現在、見直しが行われているというふうに聞いております。検討、協議の中には、要するに分かった場合、中身が分かったときですけれども、検討、協議の中には補助金なども含めて検討されているのか、お尋ねします。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、現状では、規模も内容も不明でございますので、防災拠点の整備に対する補助金というものが、検討に値するのかどうかも現在分からぬ状況でございます。ですので、今、議員に対してお答えできることはございません。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）分かりました。

二点目なんすけれども、活用が可能な施設であれば、所有者の理解を得た上で追加するということなんすけれども、ヘリポートが増えるということはいいことだと思うんです。どこで災害で被害があるかということは分からぬので。ただ、現在指定されている17箇所というのは小・中学校の運動場とか河川敷とか、今ある空き地がほとんどで、ヘリポートが増えることはいいことだと思うんですけども、維持費など市の負担がないようにしていくということをぜひとも要望したいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）先ほど危機管理監が申し上げましたとおり、いまだ何も分かっていない状況です。それはしっかり判断していく必要があるとは思っております。市がどれだけ負担するかというのも併せて判断する必要はあると思いますが、今の段階では、明確にはお答えできません。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）「紀翔」についてはそ

いうことだと思うんですけども、そうじゃなくて、「紀翔」以外のところでも広い空き地なりがあって、今後追加できるということも考えられる場所があるんじゃないかなとは思うんですけども、とにかく、広い空き地を維持するために市が負担をすることがないようにしていただきたいなと思うんですけど、それはいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）今議論されているのは民間の施設になってございますので、市の負担はないように進めたいとは考えております。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）質問書が「紀翔」で始まったのでそういうことになるんですけど、「紀翔」にこだわらず、追加するときにということで、今後、いろんなところで、もしかしたら広い空き地がって、ここもええとか、ここも使えるなとかということがあるかもしれないで、そのときにも、要するに市の負担が増えないように要望して、これを終わります。

3番を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目4、（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画の策定に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画の策定についてお答えします。

（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定に関する提言については、令和7年4月7日付、文教厚生建設委員会の所管事務調査に基づき提出がなされ、教育委員会としては尊重すべきものとして受け止めています。

次に、提言事項への対応についてですが、

まず2項目めの当該計画は対象となる保護者、教職員、地域の方々の声を傾聴し、一定の理解を得た上で策定することについては、当該計画、特に学校の再編計画に係る部分に対して、関係者の置かれている立場やそのときの環境等によって様々なご意見があり、その一つ一つは貴重なご意見として捉えてきました。本年4月以降は、昨年度の説明会・意見交換会を踏まえ、保護者や地域住民の皆さまから懇談等の申出もあり、引き続き関係者の皆さまからご意見をお聞きしながら、計画の策定を進めているところです。

今後も子どもたちにとって最適な教育環境を提供することを第一に、総合的な観点から推進計画を策定したいと考えています。

3項目めの学校再編に係る情報を分かりやすく適宜提供することについてですが、これまで学校再編に関する情報は市ホームページや広報紙を通じて適宜お伝えしてきたところです。当該提言を受けた本年4月以降では、第2期基本方針の改訂や新しい時代の学校を考えるワークショップの開催の様子などを市ホームページなどでお知らせしています。

今後も可能な限り多くの方法で、推進計画や学校再編に関わる情報を提供するとともに、その情報は分かりやすい形で適宜発信したいと考えています。

4項目めの学校再編に伴い地域コミュニティ組織の再編等が必要な場合はスムーズな移行に十分配慮することについては、再編統合の概ね二、三年前に設置を予定している統合準備会における協議を含め、学校は変わることになりますが、これまで同様に学校と地域との連携がさらによりよい方向に進むよう、関係団体等と十分協議を行い、スムーズな移行に努めたいと考えています。

5項目めの学校が廃止される地域における地域活力を低下させない手立てについては、

学校は地域の文化、交流の拠点としての役割を果たしながら、保護者や地域の方々に支えられており、学校での学びや放課後の学習指導、通学の安全指導、防災学習、見守りなどの様々な協力を頂いています。再編統合により廃校される地域においては、これまでの説明会・意見交換会でも地域活力の低下が懸念されるという意見を頂いています。再編統合を進めるにあたっては、地域が新しい学校との連携を深め、地域の活力となる取組み等を市としても支援していきたいと考えています。

また、廃校となる学校の跡地活用についても、関係者の皆さまと協議を行うなど、地域の活性化につながるよう検討していきます。

6項目めの学校再編後のスクールバス運行は、対象児童で不公平が生じない運用にするとともに、ルールを見直し市内全体でバランスが取れた運用とすることについてですが、スクールバスは、再編統合に伴う新たな負担を軽減するため、廃校となる学校の児童を対象としています。今回の再編統合では、小学校の通学距離を概ね2キロメートルとし、対象となる児童で不公平が生じない運行となるよう進めます。なお、市内全体でバランスが取れた運用については、別の枠組みで検討を行う必要があると考えています。

最後に、7項目めの学校再編の担当部署への適正な人員配置と無理のないスケジュールで進め、オーバーワークにつながらないようすることについては、本年4月に教育委員会事務局内に学校再編推進室を設置して、適正な人員を配置しています。調整すべき事項等は教育委員会内、各学校と多岐にわたりますので、ワークシェアや業務のスケジュール管理の徹底などにより、職員、教員がオーバーワークにならないよう努めてまいります。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）提言については尊重すべきものと受け止めているというご答弁を頂きました。また、今回、私、5人目なので、できるだけ重ならないように質問をしていきたいというふうに思います。

2項目め、3項目めのところで、3項目めの学校再編に係る情報を分かりやすく適宜提供すること。しておられるとは思うんですけども、ただ、私たち議員有志でアンケートを取っている中で、まだ中間報告なので最終ではないですけれども、地域の声として「知らなかつた」というのが結構あったんです。それは私自身も、意外と知らない人が多いんやな、統廃合そのものを知らなかつたという人が意外と多いんやなというふうに思いました。確かに、広報であるとかホームページであるとか、いろんなところで発信はされているんだけれども、見ない人は見ないというか、いろいろそういうところはあると思うんですけど。

それと、2項目めの一定の理解を得た上で策定することというところで、先ほど中本議員の質問にも答えられていたので重なってしまうんですけども、私たちが取ったアンケートでは、4種類のアンケートを取っているわけなんですけれども、小学校の保護者に対するアンケート、未就学児に対するアンケート、教職員へのアンケート、区・自治会へのアンケート、区・自治会は受け止めがいろいろあって、役員だけとか、回覧で回していたりしているところとか、また、私も紀見北中学校区の区長を回ったんですけども、役員会が終わった後で行ったので、9月の役員会で相談しますというところもあったので、本当に中間なんですけれども、この四つのアンケートでも、今後の進め方についてというところでは、全部のところが当事者、地域関係

者の理解を得た上で進めていくというのが一番多かったんです。

先ほど理解は進んできているんではないかというようなご答弁はあったんですけども、まだまだ理解は進んでいないというか、納得していないという声のほうが多いんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

私たち教育委員会は、未就学児の保護者、小学校の保護者、地域住民の保護者、それぞれの立場で置かれている状況が違うのがあるんですけども、様々なご意見がある中で子どもたちにとってよりよい教育環境を構築するというところに焦点を当てて、再編統合が必要であるという説明を行ってきました。1度学校別にさせていただいて、その後、いろんな意見を頂いて、地域からも頂いて、途中で基本方針を変更することになり、2回目に、また対象校を併せてなんんですけども、説明会に回らせていただいて、ご意見を頂いたところです。

ですが、今おっしゃられたように、議員が取られたアンケートの中でそういう数値が実際上がっているということに関しては、私たちは説明会を開催したり、意見交換会あるいはその様子をホームページや広報等や、あるいは説明会の案内を個別に子どもたちの学校を通してお配りさせてもらったんですけど、全てのところでは伝えていたんですけども伝え切れていないという現状がやはりあるのかなというところは思っております。アクションは起こさせてもらったんですけど、やはり今の時期になってそういうことが上がってくるということは、伝え切れていないというところもあるというところを認識したところです。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）なかなか伝え切るというのは本当に難しいことではあると思うんですけども、やっぱり不十分なままで押し切るということがないようにしていただきたいなというふうに思います。

あと、スクールバスのことなんですけれども、市内全体でバランスが取れた運用については別の枠組みで検討を行う必要があると考えているということです。そもそも同じ学校の中で、廃校になる地域の児童は2キロメートル以上はスクールバス等を利用できると。廃校にならない、受け入れる側の小学校の地域の児童は、4キロまでは徒歩通学。そもそもこれが不公平やと思うんです。廃校を認めてもらうための基準でしかないというふうにしか受け取れません。別の枠組みではなくて、同時に、通学距離についてはきっちりと議論するべきではないかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）以前にこの場でご質問を受けたときに、私から別の枠組みで考えていく必要があるということを答弁させてもらっていたところです。今回の壇上からの部長からの答弁の中にはそういう形でお答えさせていただいているんですけども、今回この学校再編にあたりまして、条件がしんどくなるところについては条件を緩和して取り組むという形で提案をさせてもらっています。これは第1期のときから比べたらやっぱりその必要があるということで、その条件を緩和したところです。そのことによって、対象にならないところの部分が不公平というところは、それは私自身も認識しています。

今回の再編の計画が決定して初めて不公平ということが起こりますので、そうなったと

きに不公平となるところについては、しっかりとそのことについて教育委員会内で議論をするテーマとして挙げて、議論をした上で進めていきたいと、そんなふうに思っているところです。

まだ最終決定していないので、いつの時期にどうやって議論するということはお答えできませんけれども、私自身はそういう課題意識を持っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）今の決定した時点ということは、今年の12月にこの計画が策定されるって聞いているんですけども、そのことをおっしゃっているんですか。それとも、今まで目標年度が決まっていて、令和10年度が一番早いだったかな。だから、順番について、それが全部済んだときということをおっしゃっているのか、どちらでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）まだ政策決定をしていない段階ですので、政策決定した後に、速やかに条例の部分については出すということはお話しさせてもらっていますので、いつということはまだここでは明言できませんけれども、そのことによって政策決定し、いつの時点でどこの学校とどこの学校が一緒になり、どちらの学校へ移るということが決まったら、その時点では条件の違いというのがはっきり出てきますので、そういうことが決まるということがまず話し合いの前提になるかなと、そんなふうに思いますので、今はいつということは明言することはできません。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）納得はできないんですけど、とにかく、前は、1期のときは3キロだったと。今度はさらに2キロにした。それはいろいろなことを鑑みてということではあ

ると思うんですけれども、でも、この間でも、それこそ紀ノ光台の皆さんの中にもあるし、4キロ以内ですよね、紀ノ光台から境原小学校って。でも、その思いもあるし、また、橋本小学校が移転したときに、さらに遠くなつた子どもたちがいて、地元とのいろんな話もあったんかもしれないけど、バスは出せないと。そのときの話はあったけれども、その後、いろんな集会の中では、かなり遠い距離を歩いて何とかならないかという、だから、そのときじゃなくて、今の保護者からはまたそういう声が出たりとか、いろいろしていると思うんです。

このスクールバスの問題については、本当に統合に対する不安の中でも一番大きいし、こここのところも納得する、納得しないでも、すごく大きな要素だと思うんです。だから、その辺でいえば、まだ決まってないからとかじゃなくて、もうちょっとはっきりとしてもらいたいなというふうに思うんですけど、それは無理なんですか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）通学バスの今ご指摘いただいている部分については、教育委員会として決めなければならぬ大きな方針になります。これまでのことについては、課題意識は持っていますということをお伝えしていたということは先ほども言ったとおりなんですが、今回、この学校再編について、このことについてのスクールバスについてはお示ししているとおりなんですが、そのことをきちっと完結するということが、まず、私としては大事なことかなと、そんなふうに思います。そのことが決まれば、不公平感が出るところについてもはっきりするし、そのときについてはどう考えていくかということは考えていかなければならぬということを思っていますので、そのことについては

別な枠で、教育委員会議のところで方針をどうしていくかということを話し合っていくということはお約束したいと思います。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）分かったわけではないんですけども、次に行きます。

昨日の答弁の中で、教職員の皆さんにもアンケートを取ったというふうにおっしゃいました。どのようなアンケートで、どんな結果が出て、それをどのように生かしていくのかということについて、言える範囲で教えてください。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

まず、どういった内容でというところなんですけど、新しい学校づくり推進計画を策定していくにあたりまして、重点目標というのを基本指針で七つ掲げました。その重点目標ごとに、必要と思われる施策についてどう考えていますかということがまず大きな一点。それから二つ目に、学校再編統合に伴い留意すべきことについてどう思われますかというところを、大きく二点を焦点を当てて、各重点項目についてご意見を頂きました。

幾つか紹介させていただく形になりますと、重点目標の中で、児童生徒の個別最適な学びや協働的な学び、9年間の連続的な学びとかあるんですけど、その中で先生方がどういった施策が必要かということに関して、例としましては、端末の整備やギガ端末の持ち帰り、それから、授業支援システム・学習支援システムの導入、こういったところが上がつてきました。

また、望ましい教師集団の編成等に必要と思われる施策はということにつきましては、教員間の情報共有や意見交換、また、授業研究や研修といったご意見が上がつてきました。

それからもう一つなんんですけども、重点目

標の一つに学校支援の強化を図るために必要となる施策はというところで、先生方からは、専門職員の配置あるいは支援機関の整備などといったご意見を頂きました。

次に、学校再編につきまして留意すべきことについてどう思われますかということに関しては、やはり通学距離が長くなることへの児童への支援ということで、児童の見守りや安全面、距離要件の見直しやバスの運行などといったご意見がありました。

これらは学校の先生方にアンケートを取らせていただいたんですけど、昨年度から事務局内で、学校教育課を含めてこの再編のことをいろいろ検討してきたんですけど、確かに初めて出てきた意見というのもあったんですけども、教員と事務局のほうで話し合っていることと、ほぼ考えていたことが上がってきましたというのが感じられました。

こういった中で、回答率につきましては、教職員に対して全体で約38%ぐらいの回答率やったんですけども、476名の教職員の中で185名の方から期限内に頂いたところでございます。こちらを新しい学校づくり推進計画の中で、意見も反映させていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）ありがとうございます。私自身としては、あまり合意もなく、合意というのは難しいんですけど、100%の合意というのは難しいと思うんですけども、少なくとも半数以上の、100%に近い合意を得て進めてもらいたいということを重ねて要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君の一般質問は終わりました。

この際、15時10分まで休憩いたします。

（午後3時00分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、当局から発言の申出がありますので、これを許します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）私、先ほど阪本議員の一般質問の中で、生活扶助費の加算の終了時期について未定という形でお答えさせていただいたんですけども、2年間の措置というところで、あと、令和9年度以降については改めて検討というふうになっているところでございます。おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○議長（田中博晃君）阪本議員、よろしいでしょうか。

○5番（阪本久代君）はい。

○議長（田中博晃君）ご了承願います。

それでは、日程に従い、一般質問を行います。

順番13、6番 高本君。

〔6番（高本勝次君）登壇〕

○6番（高本勝次君）改めまして、皆さん、こんにちは。最後になるか、もう一人行くか分かりませんが、よろしくお願ひいたします。

今回3項目あります。

まず一つ目なんですが、通告順に出したやつ皆さん見ていただいて、かなり量が多いように見えるんですが、そうでもないです。一応、今から申し上げますので、よろしくお願ひします。

一つ目の項目ですが、訪問介護事業所に市の独自支援をということあります。

全国で昨年末までの半年間に、訪問介護から撤退した事業所は529件にのぼります。事業所ゼロの自治体が115町村となり、空白拡大に

歯止めがかかっていません。また、事業者が残り一つの自治体が269あって、事業所がゼロと合わせると、何と384市町村にのぼります。このことで全国1,741市区町村のうち、5分の1を超える状況に今なってきています。伊都地方でも、一つしかない訪問介護事業所は九度山町と高野町です。

政府が昨年4月に、訪問介護の基本報酬を2.3%引き下げたことが、基盤崩壊の引き金になったということです。訪問介護は、高齢になっても住み慣れた自宅でその人らしい暮らしを続けるための在宅介護の要です。おむつの交換、買物、また服薬の確認、掃除など、健康や生活を支えています。小規模の訪問介護事業所を中心に、今厳しい経営状況に立たされています。

国に介護報酬を元に戻すことを求め、本市も厳しい財政状況ではありますが、市としての訪問介護事業所への直接的な支援を、そういった手立てを講じてほしいというのが思っています。

その辺で見解をお尋ねしたいと思います。

まず一つ目に、現在、本市の訪問介護事業所は幾つありますか。

二つ目に、訪問介護事業所の厳しい経営状況を具体的に掌握されていますか。

三つ目に、訪問介護事業所の経営悪化や介護従事者の離職が多い中、何らかの直接的な施策を持っておられますかということです。

大きな項目二つ目ですが、本市の震災対策についてであります。

昨年発生した能登半島地震によって多くの貴い命が失われ、多数の住宅が倒壊、損壊しました。特に水道の復旧が5か月も遅れ、さらに厳しい避難生活が強いられていました。大規模な震災時、職員の皆さんにはご苦労を頂き、感謝しております。

能登半島地震の教訓を踏まえ、本市の震災対策についてお尋ねします。

一つ目に、本市の地域防災計画の見直しは本年度末までにとなっておりますが、特に見直しの大きな課題は何だったんでしょうか、お聞きします。

二つ目に、本市の住宅耐震化率は何%ですか。耐震化されていない建物棟数は約何棟ですか。耐震化されていない建物については、その多くが費用面で課題があるのではないかでしょうか。

低所得世帯の耐震改修については耐震支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

三つ目に、家具転倒防止の助成について。

家具転倒防止の助成については、市ホームページや「広報はしもと」で周知していただいているが、高齢者も多くおられますので、自治会、町内会の回覧板等でお知らせしていただけないでしょうかということです。

四つ目に、避難行動要支援者の把握について。

能登半島地震の場合、消防で対応し切れないほどの数の救助要請が殺到し、かつ、道路状況が悪く、救助が迅速に行われなかつたという報道がありました。迅速な救助や安否確認は、近隣の住民や支援者で行うことが必要となります。

避難行動要支援者の人数は現在何人でしょうか。乳幼児親子や妊産婦も数に入っていらっしゃるが、また、外国籍の方も入っているのでしょうか、お聞きします。

五つ目に、感震ブレーカー設置について。

感震ブレーカーの設置件数を把握されていますか。震災時の火災をできるだけ防止するためにも普及が重要です。普及していく広報が必要ですが、今後の取組みについてお尋ねします。

六つ目に、災害時の消火活動で必要な防火

水槽について。

必要な防火水槽の設置状況について、必要な場所への設置ができますか。また、設置数は幾つありますか。

七つ目に、学校のプールの浄水装置について。

災害時避難所となっている学校の生活用水は、飲料水とは別に入浴やシャワー、また、洗濯や手洗いなどに必要です。プールの浄水装置は当該学校に全て設置されておりますか。

八つ目に、雨水タンクの活用について。

自宅でためた雨水を生活用水として使えるので、雨水タンク購入に助成している自治体があります。検討していただきたいと思います。

九つ目に、給水車等の稼働について。

災害時、飲料水は給水車等の稼働が必要になりますが、その対策は現状どうなっていますか。

10個目に、非常用発電機利用について。

民間との協定によりどれだけ確保できていますか。

11個目に、ストーブ等の暖房機について。

ストーブ等の暖房機は必要数確保されていますか。また、LPガスは協定によって確保されているのでしょうか、お聞きします。

十二点目に、段ボールベッドについて。

段ボールベッドについては事業者と協定を結んでいますが、実際に震災が起きた場合に、その配備についてはどのように対応されるのですか、お尋ねします。

また、プライバシー保護のための間仕切りですが、高さ何センチと/orしますか。間仕切りも同じように配備されているのでしょうか。

13個目に、衛生用品について。

長期間断水が続くことも想定し、シャワーや入浴ができない状況が続く中で、衛生面を

整備することは災害関連死を防ぐ上でも必要で、尿パッド、おりものシートなどの備品も必要になると思います。洗濯できない場合も想定して、おりものシートがあると下着の着替えがなくても衛生面で安心です。備品に含めることを検討していただけますでしょうか。

14番目に、避難所の運営について。

避難所の運営にあたって、女性の参画がかなり必要になると思います。一般的に3割以上が望ましいと言われていますが、どのように進めようとしているのか、お尋ねします。

三つ目の項目について。市民の省エネリフォームに助成制度の充実を。

令和5年3月、橋本市地球温暖化防止実行計画、第3次実行計画が出されました。また、令和4年3月10日には、橋本市気候非常事態宣言が行政と議会の協働で発信されており、行政と市民が一体となって地球温暖化防止に協働して取り組んでいく施策が求められています。そこで、市民の省エネリフォームに対して助成制度を実施していただきたい。

一つ目に、第3次実行計画における本市の温室効果ガス(CO₂)排出の削減目標は、2030年度で2021年度比に比べて51%削減となっています。現在の取組み状況はどうなっていますか。

二つ目に、太陽パネル設置計画(公共施設)と電動車購入計画は、第3次実行計画の中に施策として含まれていますか。

三つ目に、橋本市気候非常事態宣言には、「気候が危機的状況にあることを市民、事業者、市などが共通の認識とするため、情報提供や普及啓発に努めます。また、省エネを推進し、再生可能エネルギーの導入を促進します」と記載されています。

国土交通省は、省エネ推進の施策で補助金制度を始めました。国の施策で消費者、市民に対し、どのような補助金制度があるのです

か。また、他市では、市単独の補助金助成制度も実施しており、ゼロカーボンに向けて取り組んでいる自治体があります。

本市も補助金助成制度を実施していただきたい。見解をお尋ねしたいと思います。

こここの壇上からは、以上の3項目の質問をさせていただきました。ご答弁、ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

ができるサービス提供体制の確保のためには、必要不可欠な取組みであると認識しています。本年度においても引き続き介護人材の確保に関する支援を実施したいと考えています。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたらお尋ねします。お尋ねするというよりも要望のような形になってしまふんですが、私自身が訪問介護事業所が、県が認可して県の管轄に入るということは十分理解しております。その辺で今回答弁がありましたので、要望的な言い方になるか、お聞きしていただきたいと思います。

介護サービス事業所の安定した運営、市民が適切に介護サービスを利用することができるサービス提供の確保のためには必要不可欠な取組みであると認識しています。本年度においても引き続き介護人材の確保に関する支援を実施したいと、こんな答弁がございました。ということですから、介護人材の確保に関する支援策として、本市からの財政的な支援、私はそれを求めて質問しようとしたんですが、財政的な支援をしてはいけないというわけではないので、支援をしたら県から怒られると、そんなことはないと思いますので、必要な場合には検討していただけるようにしていただきたいということも、くれぐれもお願いのような要望ですが、そんな気持ちでこれから取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

一つ目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、本市の震災対策に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（大岡久子君）登壇〕

○危機管理監（大岡久子君）本市の震災対策

についてお答えします。

まず一点目の本市の地域防災計画見直しの大きな課題についてですが、本市の地域防災計画は、地震災害や風水害等を想定して策定していますが、中でも平成18年に和歌山県が実施した中央構造線断層帯地震の被害想定が古いこと、また、南海トラフ地震の発生確率が今後30年以内に80%程度と評価されていることが大きな課題です。今回の見直しの中で、本市が独自に中央構造線断層帯地震の被害想定の見直しを行い、その被害想定を基に地域防災計画の改訂を進めています。

次に二点目の本市の住宅耐震化率についてですが、令和7年度で約88%であり、約2,900棟が耐震化されていない状況となっています。

また、耐震改修に対する支援については、耐震補強設計と耐震改修工事を実施するものに対し、1件当たり、最大131万6,000円を補助金として交付していますが、本制度は国の補助制度に基づき実施しているものであり、低所得者への優遇措置は考えていません。

次に三点目の家具転倒防止の助成についてですが、おただしの回覧も含め、市ホームページや「広報はしもと」、講話など様々な媒体、機会を通じて周知を図るとともに、自助の取組みを啓発してまいります。

次に四点目の避難行動要支援者の把握についてですが、令和7年8月28日現在、避難行動要支援者の登録人数は1,079人となっており、そのうち乳幼児が1人、妊産婦、外国籍の方は登録ありません。

次に五点目の感震ブレーカーの設置についてですが、設置義務、届出義務がないため、感震ブレーカーの設置件数は把握していません。

感震ブレーカーの普及に向けては、市ホームページや「広報はしもと」、各家庭への防火訪問など様々な媒体、機会を通じて、一層の

普及に努めてまいります。

次に六点目の消火活動で必要な防火水槽についてですが、本市の防火水槽設置数は425基あり、うち耐震性防火水槽は110基です。有効な消防活動が行えるよう、耐震性防火水槽の整備を計画的に進めてまいります。

次に七点目の学校のプールの浄水装置についてですが、学校のプールは、水泳の授業のための施設として装置は備えています。災害時には、プールの水は防火・消火用水、トイレ用水としての利用を考えていることから、浄水装置は、現在のところ設置する予定はありません。

次に八点目の雨水タンクの活用についてですが、雨天時には水路や河川に流れ込む雨水の量を減らす効果や、水不足時には庭木の散水確保につながる効果などが言われていますが、天候に大きく左右される雨水の生活用水としての活用など、防災上の実用性については、まずは関係課等と調査、研究が必要だと考えています。

次に九点目の給水車等の稼働についてですが、地震等緊急時の場合、確立された連絡体制に基づき、応援の要請を行うことになります。まず、日本水道協会の和歌山県支部事務局にあたる和歌山市に報告をし、さらに応援が必要な場合は、事務局から関西地方支部、関西地方支部から日本水道協会に応援要請し、そこから他の地方支部に出動要請が出されます。

このように有事の際は、全国の水道事業体の総力を挙げて給水活動を展開していくことになります。

次に、十点目の非常用発電機利用についてですが、本市の拠点避難所の備蓄倉庫には発電機を備蓄しています。また、発電機を所有する事業者とも協定を締結し災害に備えていますが、災害の規模、停電の長期化などその

状況によっては発電機が不足することも想定されますので、発電機を持つ事業者との協定をさらに進めるなど、災害への備えを引き続き進めてまいります。

次に、十一点目のストーブ等の暖房機についてですが、本市の拠点避難所の備蓄倉庫にはストーブ及びLPガスを備蓄しています。また、LPガス協会とも協定を締結し、LPガスの確保に努め、災害に備えています。

次に、十二点目の段ボールベッドについてですが、段ボールベッドを製造する事業者と協定を締結し、段ボールベッドの確保に努めています。

また、間仕切りについては、高さ180センチのものを中心に備蓄しています。

次に、十三点目の衛生用品についてですが、過去の災害の検証から、肌着等が届かず着替えができなかったことが報告されており、議員おただしの衛生用品の有用性は認識しています。さきにお答えしました地域防災計画の見直しにより、本市の備蓄計画も見直しが必要となりますので、おりものシートなどの衛生用品を含め、備蓄品目、備蓄数量などを見直してまいります。

十四点目の避難所の運営についてですが、避難所に限らず多くの現場において、女性が意思決定過程に参画することで、女性目線などの多様な意見を反映することができやすくなると考えています。各地区の自主防災組織に最低1名以上の女性役員が参画されるよう働きかけており、主体的に参画する女性を応援してまいります。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたら再質問させていただきます。

まず一点目に、現在の地域防災計画では、

南海トラフ地震及び中央構造線断層帯地震の被害想定はされていると思うんですが、被害想定はどのような内容になっていますか。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

現在の地域防災計画の被害想定では、南海トラフ地震による死者は24人、全半壊建物が2,950棟になると想定をされています。また、中央構造線断層帯地震による死者数は193人、全半壊建物が3,342棟になるというふうに想定をされています。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今答弁いただいたて、人数と被害棟数を言っていただいたんですが、震災補強設計と震災改修工事、同時に二つやらないと補助金が出ないということなんです。最大131万6,000円の補助と聞きましたが、国と県と市、それぞれ負担割合があると思うんですが、内訳はどうなっているんですか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）耐震補強設計と耐震改修工事セットの補助金ですけれども、上限で131万6,000円、この補助金の内訳としましては、国費が57万5,000円、県費が37万500円、市費が37万500円、割合で言いますと、国費44%、県費と市費がそれぞれ28%ずつという割合になっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたら、もう一点お聞きします。

避難行動要支援者ということでお聞きしましたが、外国籍の方、掌握されていると思うんですが、外国籍の方の避難に関する支援についてどのように取り組んでいこうとしているのかお聞きします。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

外国の方向けには言語の壁というのがありますので、災害発生状況や避難情報など防災情報の提供を多言語化をして、提供をしているところです。現在は、さきにもお答えしましたとおり、中国語2種類を含めまして5か国語対応となっています。

また、各避難所におきましては、絵を使いまして、それを指示することにより意思疎通を図るためのコミュニケーションボードというものを常備してございますので、それを使って対応をしていくようになると思います。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたら、質問の数が多かったんですけど、もう一つお聞きしたいんですが、学校のプールや雨水タンクの答弁を頂いたんですが、災害時、飲料水は飲料水で給水車が来ると思うんですが、災害時のときの生活用水がなかったら、飲料水を洗濯に使うわけにはいきませんので、それで生活用水として、トイレとか洗濯とかいう必要な水を確保することが必要だと思うんです。その生活用水を確保するためにどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

本市では、災害時協力井戸登録制度というものをやっておりまして、ご家庭で井戸水がある方については協力をお願いしており、今現在、登録を募集も併せてしております、橋本マップのところにも、協力していただいた井戸のほうは表示をできるようにしてあります。なので、その制度をさらに進めまして、生活用水の確保の手段の一つとして取り組んでいっているところです。

また、今後、地域防災計画の見直しと併せ

まして、受援計画を策定する予定です。その中で、生活用水の確保についてもきちんと計画をしてまいりたいと思っております。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）計画してまいりますとおっしゃったんですが、ちょっと分かりにくいので、計画することは大事なんですが、どのようなやり方で計画するんですか。具体的に、これ、本当に大変なことになると思うんですけども、どういうふうに考えておられるかお聞きしたいと思います、詳しく。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）現状、生活用水につきましては、今まできちっとした明文化されたマニュアルというのがございませんでしたので、今まで災害時に関しては飲料水メインで、物資の供給、配送については考えていたと思います。それについて、併せて、今災害対応・復旧対応につきましては、生活用水というのは非常に大事なものであるというふうに考えておりますので、きちんと体系づけた計画にしていきたいというふうに思っているところです。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）ぜひとも、生活用水は用意しておかなかったら飲料水を使うわけにはいきませんので、お願いしたいと思うんです。

先ほど言っていただきました登録されている井戸水、どれくらいと数を掌握されているんですか。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）現状、市のホームページに反映ができているのは16箇所になっています。まだ今年度に入りまして協力をしていただいた、登録していただいたところもございますので、それより若干増えるかと思います。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）数で言うたら、井戸水を使うことは当てにならんような数ですよね。だから、詳しくどれだけ使えるもんかどうかを掌握していただいて、できるだけたくさん確保する用意が必要やと思いますので、お願ひいたしたいと思います。

そしたら、あと、要望的な言い方になるかもわかりませんが、最後に申し上げたいんですが、家具転倒防止や感震ブレーカー、こういったことを設置する取組みについて、高齢者の皆さんにはインターネットと言うても見られる方は少ないし、広報言うてもご覧になる方は少ないとと思うんです、まだまだね。そういう意味で、町内会、自治会の回覧板で行くと、だいたい必ず見られます。だから、自治会の回覧板など、先ほど言っていたきましたが、くれぐれもそれを実施していただけるようにお願いしたいと思います。

消防活動で必要な防火用水槽については、有事に備えて市民の声を聞きながら、計画的に設置をお願いしたいと思います。聞きましたら、耐震になつてない防火水槽についてどないかしてくれという要望が地元から、それぞれ地域があるみたいなので、要望をよく聞いていただいて、優先順位があるかもわかりませんが、耐震化されたような防火水槽が設置されるように、なかなか一気にはいかんと思うんですが、進めていただけるようにお願いしたいと思います。

もう一つ最後に、避難所の運営についてですが、先ほど答弁いただきましたが、避難所に市の職員も行かれると思うんですが、一般的のボランティアの方もかなり震災の現場に来られると思いますので、一般的のボランティアの方で女性の方がおられたら、そういう人たちはお願いしていただいて、それぞれの避難所でできることなら3割ぐらいの女性陣を

確保できるような配置を考えて運営されるよう、くれぐれも気を遣っていただいて考えていただきたいと思いますので、くれぐれもひとつよろしくお願ひ申し、なかなか避難されている方で男性には言いにくいこともあるかと思うんです、事情によってはね。だから、女性は3分の1ほどは確保しとかなかつたらあかんと思いますので、くれぐれもそれだけはできるようにお願いしておきたいと思います。

それでは二点目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、市民の省エネリフォームに助成制度の実施をに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）市民の省エネリフォームに助成制度の実施をについてお答えします。

一点目の第3次実行計画における進捗状況についてですが、市の事業活動により排出される温室効果ガス排出量は、基準とする2021年度の1万801.5トン- CO_2 に対し、2030年度には5,292.7トン- CO_2 とする51%の削減目標を設定しています。

しかしながら、2024年度の実績では1万1,716.26トン- CO_2 に増加し、理由としては、小・中学校各校のエアコン利用による使用料の大幅増や、旧規格の校舎の断熱改修ができていないことなどが挙げられます。さらに、今後の体育館へのエアコン設置なども加えれば、実質的には達成は不可能な状況と言えます。市としては、少しでも CO_2 削減につながるよう、遊休地を活用した太陽光発電施設の設置等の取組みについて検討を行っています。

二点目の太陽光パネルの設置と電気自動車の購入計画についてですが、第3次実行計画

において、公用車については、買換えに合わせ可能な限り電動車の導入を進めることを定めています。また、公共施設への太陽光パネル設置やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を複合的に捉えた環境配慮型庁舎施設（グリーン庁舎）の整備を推進していくこととしています。

三点目の本市独自の補助制度の実施への見解についてですが、議員おただしの国の補助事業としましては、国土交通省、経済産業省、環境省の合同で、住宅省エネ2025キャンペーン事業を実施しています。これは、住宅の断熱改修や、省エネ設備の設置などの工事に対して一定の補助が受けられる制度となっており、市独自の助成制度につきましては、現時点では考えておりません。

なお、和歌山県で運用されている太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金が今年度で終了となるため、令和8年度から令和10年度の3か年に限定して、個人向けの同等の補助金を本市で実施する予定です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたら、一点目をお聞きします。

少しでもCO₂削減につながるよう遊休地を使っていくということではありますが、太陽光発電施設の設置の取組みについて検討を行っておると思うんですが、遊休地といえば橋本市内に幾つかはあると思うんですが、1市3町で管理しているところの施設もあるから難しいところがあるかと思いますが、遊休地に設置する太陽光発電施設を造ろうということであれば、どこを想定しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）現在検討している

場所につきましては、旧環境美化センターの跡地を一旦検討としています。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）用地として1市3町で管理しているところ、処理場とか幾つかあるんですが、そういったところ、かなり広い敷地になっていますので、1市3町で管理しておっても協議していただいて、そこで規模の大きな太陽光発電施設を設置していくことを順次進めいかなくてはと思うんですが、その辺の協議は進めいかれるようなお考えはあるんでしょうか。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えします。

現在、1市3町で共同で持っている土地はありません。高野口町のごみ焼却場の建て替え用地としてはあるんですけど、そこはごみ焼却場が期限が来たり、改修が必要になったときに建て替える用地になっています。国城寮の跡は橋本市の土地です。環境管理センター、今度建て替えますけど、その用地は環境管理センターの用地となっておりまして、1市3町、1市2町でも、そういうところはありませんので、市独自として今環境美化センターの跡地を太陽光発電にできないかというのを事業者と協議をしているというところです。そういう広い用地はありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そういう事情は分かりますが、できるだけこれから市有地なんかないかなというのを見ていたら、少しでも利用できるところは利用していかなくてはと思いますので、先ほど答弁にありましたように、逆にCO₂が増えているんですよね。だから、増えている中でどうやって減らしていくかというそういう計画が必要かと思

うんです。それが答弁の中でなかなか具体的に見えない。学校にクーラーをつけたために、電力で、関係でCO₂が増えていると。逆になってしまることがあるんですね。学校にクーラー設置は絶対必要ですし、それは避けられないんですけども、いろいろ工夫しながらCO₂削減、計画があるんですから、51%削減、難しいことは十分分かるんですが、考えていただけるように進めてもらいたいと思います。

次にお聞きしたいんですが、県で運用されている太陽光発電設備・蓄電池等の支援事業助成金が、令和8年度から3年間、先ほど答弁がありましたが、国が本来5年間やるという計画が、国が2年間でやめてしまったので、その後は各市町村、自治体でやりますかということで、橋本市は受けていただいて、3年間続けて太陽光発電設備・蓄電池等の導入についての補助金を続けていただくようになります。これはすごくよかったです。この補助金の内容について教えていただきたいと思います。

○議長（田中博晃君） 総務部長。

○総務部長（中岡勝則君） 6年度、7年度は県で実施している事業になります。先ほど議員もおっしゃっていただいたように、太陽光発電設備、ソーラーですね、ソーラー施設に蓄電池を導入する、セットでやるということで補助がされるという個人向けの事業等があります。ですので、太陽光だけでは駄目だということもあるって、あと、いろいろ細かい要件というのがかなりございます。ですので、今は県が窓口になっておるんですけど、令和8年度からは市でその受付というのをさせていただきますので、その都度、気になる方というか、ご興味ある方についてはお問い合わせいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君） 6番 高本君。

○6番（高本勝次君） 質問というより要望的な言い方になるんですが、お聞きしていただきたいんですが、本市のCO₂削減の取組みは、先ほど言いましたように2021年度より逆に増えてきてしまっているという答弁を頂いたんですが、小学校・中学校のエアコンは、先ほど言いましたように避けて通れなくて、ぜひとも早く、体育館についても至急に必要でございますし、校舎の断熱改修ができるないということも言わましたが、これも本当に急いでやらなくてはいけないと思います。

そこで、橋本市気候非常事態宣言を行政の側と議会の側で共同で発信したわけでありますから、CO₂削減について、気候危機に向けて取り組んでいかなくてはということで思います。このことについて現状を見て、市長のほうからどのようなご意見、ありますかな。51%削減と言しながら現実にできていないということについて厳しい状況であるんですが、どんなふうにお考えか、進めていく上でね、お聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君） 市長。

○市長（平木哲朗君） 高本議員の質問にお答えします。

正直言いますと無理かなと思っています。これだけ猛暑が続くと、先ほどから一般質問もありましたように、エアコンに助成出せとかいろいろあったと思うんですけど、結局エアコンがやっぱり一番大きいかなと。昔、橋本市というたら、夜にエアコンをつけるって、私の家でしたけど、要らんだんですけど、今がんがんに入れやんと寝れないような、この異常気象の影響で、やっぱりみんながエアコンを使う時間が増えてきている。先ほど言いましたように、小・中学校に、高校も含めて入っている。これから体育館で、災害対策としてエアコンを入れていく。断熱材は後でも

ええようですけども、そういうふうになかなか難しいところもあります。

そういう中で、とにかく少しでも減るところが、どつか減らせるところがないんかというのをやっぱりもう一度調査して、そこについてどうやって減らしていくんかというところを考えていくしかないかなと思っています。

冬になったら、もし暖房を入れるとかになつたら、またいろんな問題が出てくると思うんですけども、やっぱり想定以上の温暖化じゃなくて熱帯化しているというのが現状だと思います。その中で何ができるか。太陽光発電が市でつくって、それをこの役所で使うとか、そんないろんなことも考えていく必要もありますし、学校に太陽光パネルをつけて電気代を賄うとか、そういうことが実際できないのかどうかという検討も今始めています。

ただ、古い学校では太陽光を載せると危険やというような問題もありますし、今後、学校の整備も含めてどういうふうにしていくのかというのは、本当にこれから大きな課題かなというふうに思うし、やっぱり国からの財政支援を、体育館の場合は国から財政支援がありますけど、ほかの事業に対しても財政支援をしていただく。企業誘致の工場を建てるときにもそういう支援を取れるように、国とも協議したいなとは思っているんですけども、どういうところを減らしていくんかという議論もしっかりしていきたいなと思っています。

ただ、非常に排出量が多いという問題もありますし、橋本市も山がいっぱいあるんですけど、そういうところでもやっぱり人工林になつくると、ちょっと難しいようなところもあるのかなというふうに思いますし、逆に、森林環境税を使って落葉樹に変えていくとか、そういうことも含めて、いろいろ少しでも減らしていくという検討を進めていきたいと思

います。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）これで用意しました質問を終わりますんですが、くれぐれもご答弁いただいたこと、実施していただけるようお願いしますので、よろしくお願ひいたします。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）高本君の一般質問は終わりました。

この際、16時10分まで休憩いたします。

（午後3時59分 休憩）

（午後4時10分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、当局から発言の申出がありますので、これを許します。

危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）先ほど6番議員の質問に対して、私が災害時協力井戸の橋本マップに反映している数を16箇所と申し上げましたが、正しくは46箇所の誤りでした。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（田中博晃君）高本議員、よろしいですか。

議長より申し上げます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

それでは、日程に従い、一般質問を行います。

順番14、3番 岡本君。

〔3番（岡本喜好君）登壇〕

○3番（岡本喜好君）それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

一つ目、南海トラフ地震による津波に備える事前避難の受け入れについて。

南海トラフ地震臨時情報のうち最も切迫性が高い巨大地震警戒が出た際、津波に備えて自治体が約1週間の事前避難を求める住民が全国で約52万人、和歌山県においては5万6,100人にのぼることが国の調査で分かりました。これを受け、国は各自治体に事前避難の方針を推進計画に明示するよう求めています。

橋本市は和歌山県の内陸部に位置するため、受入れ側としての機能や計画が求められると考えます。避難にあたっては、地域コミュニティや学校コミュニティに配慮し、きめ細やかな対応が必要となり、能登半島地震での児童の集団避難というような特殊な状況にも対応しなければならない事態も想定していくべきではないでしょうか。我々が準備段階、計画段階でできることは何でしょうか。

本市として、区や自治会、学校と連携して受入れ可能な世帯数・生徒児童数を把握し、来るべき災害に備えての準備をすべきと考えますが、見解を伺います。

2項目め、新型コロナワクチン政策を転換すべきでは。

今年度も新型コロナワクチン接種事業が開始されますが、今年度からは国は助成を行わないことになり、市単独での助成制度となっています。

重症化を防げる見込み数は何人ですか。それに係る予算（費用対効果）はいくらでしょうか。

対象者は原則65歳以上の高齢者ですが、若年世代が減る中、毎年継続して実施していくには世代間負担が生じないでしょうか。

令和7年5月30日時点での健康被害救済制度認定9,171件、うち死亡認定1,018件。過去45年間のほかのワクチン、コロナワクチン以外を除く全てのワクチンの死亡認定は約150件です。ワクチンによる健康被害は過去最大規

模となる新型コロナワクチンの健康被害をどのように評価していますか。

8月に厚生労働省は、接種後に若い男性の心筋炎や心膜炎が報告されたことを受け、重大な副反応として警戒度を引き上げました。100万人当たりファイザーでは、10代では15.7人、20代で13.32人、モデルナでは、10代で81.8人、20代で48.8人が心筋炎となったことが公表されました。

若い世代に対しての副反応のリスクの周知を求める。

昨年の接種事業において、泉大津市は国の助成のみで市単独の助成はしませんでした。本市もワクチン政策に対する助成を見直しませんか。

3項目め、学校の再編統合について。

現在の進捗状況について伺います。

以上3項目、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）3番　岡本君の質問項目1、南海トラフ地震による津波に備える事前避難の受入れに対する答弁を求める。

危機管理監。

〔危機管理監（大岡久子君）登壇〕

○危機管理監（大岡久子君）南海トラフ地震による津波に備える事前避難の受入れについてお答えします。

南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表された場合、住民の事前避難の必要がある事前避難対象地域は、和歌山県内では沿岸部自治体で津波等により浸水が生じる地域が対象となっています。

事前避難対象地域のある自治体では、避難所の開設など、住民の事前避難に必要な措置を講じることとなっています。

和歌山県に問い合わせたところ、事前避難に関する支援については、その準備等取組みを始めようとしているとの確認が取れました。

県内陸部に位置する本市といたしましては、被災地支援の一つとして事前避難者等を受け入れるためには、住宅、教育環境、生活支援、受け入れ可能な地域など、様々な課題がありますが、県と調整をしながら、市外からの事前避難者、また、被災後の避難者の受け入れについて、本市ができること、また役割について、調査、研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）先日、新聞で大きく報道をされたのを受けて、巨大地震警戒というものについては、起こるであろうということで、まだ起きていない段階から避難ということですので、当面、公民館のような一時避難的なものになるのかなと。しかしながら、実際、この後地震が発災をする、もしくはそれを機に長期間橋本市に避難を続けようと決心をされる、そういうことを鑑みると、切れ目のない支援ができるのを鑑みながらの一時避難を受け入れていく必要があるであろうということでございます。

実際に地政学的に言うと、和歌山市も沿岸部を抱えておりますので、受け入れる市としては、紀の川市と岩出市と橋本市、市でいうとこの3市しかない中で、和歌山市もありてい受け入れると思うんですけども、単純に4で割ったとしても、5万6,000人の方をで4で割ると一万二、三千名の方を受け入れるのが、最大の期待値として考えるべきであろうかというふうに思います。フローチャートというか、だいたいどれぐらいの避難民が来るというのは、恐らく県を通じて来るとは思うんですけども、そのときの市としての受け入れるときの窓口というのはどこになるでしょうか。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

事前避難の受け入れ窓口に関しましては、その際、災害の規模や状況にもよるとは思いますが、基本的には危機管理室が窓口になると考えます。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ある一定数避難をしてきた方に、それが解除されたと想定したときに、引き続きこちらのほうで生活をしたい、もしくは避難生活を続けたいと希望されるような方に対してどのような支援、具体的には一時的な避難所から二次避難なのか、市営住宅や空き家のあっせんや、そういった生活支援ができるのかなとは思うんですけども、どのような支援ができるとお考えでしょうか。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

南海トラフ地震の事前避難所の中で継続的な避難を希望される方への支援ということだと考えますが、その際には避難者の孤立を防ぐことが大事かと思います。また、コミュニティを維持することへの支援というのも可能であると考えています。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）そういった観点で受け入れて、避難所の配分というものをしていただければなというふうに思います。

当初、公民館とか学校の指定避難所ですかね、へ受け入れすることになろうかと思いますけれども、橋本市の最大のキャパシティーというものは何名でしょうか。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

現在の地域防災計画においてでございます

が、拠点避難所の定員につきましては1万2,922人です。また、感染症対策における定員につきましては4,412人となっています。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）これはできればということなんですけども、平素から区とか自治会とかに、もしそういった方が、希望される方がおられれば、受け入れ何名ぐらいやつたらいいけるよとか、区として受け入れれるよとか、各区の集会所があると思うので、そういうところにも、本当に申し訳ないけどすし詰めになりますけどという形で受け入れることも含めることを事前に連携というか、やっておけば、最大規模というのが増えていくのかなとは思いますので、そういったところも調査を今後していただければなというふうに思います。

ちなみに、先般の能登地震発災後、輪島市では258人、珠洲市と能登町では142人の中学生が、保護者の同意を得て集団避難を行いました。橋本市において小・中学校に集団避難の要請がある場合、どの程度の生徒児童を受け入れるキャパシティーがございますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

宿泊施設が別途確保できてきていることを前提としたお答えにさせていただきます。被災地の生徒児童が集団避難され、県教委を通じて本市の小・中学校の空き教室にて代替授業という想定になりますけども、中学校では現在、6教室程度受け入れを検討できる学校が2校ございます。ただ、小学校につきましては、一定まとまった数を受け入れができる学校はございません。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）聞くところによると東

日本大震災のときは、3月に発災して、5月ぐらいには避難された児童の授業が内陸部の避難先で始まっていたんですけど、そのときは教室の児童と先生がセットで避難をしてきて、内陸部の避難先の小学校の授業に入るんじゃなくて、別教室で教育を受けていたというようなことも伺っております。どういう形の授業の仕方がいいのかというのは今後も検討も必要だと私は思っていますけれども、教室を貸すパターン、もしくは今我々が教育を実施しているクラスに受け入れていくパターン、いろいろなことが想定をされますけれども、今後研究いただければと思います。

ちなみに、こういった方が避難を希望された場合、当然、机とか椅子とか、そういったものが必要となりますけれども、そういった予備資材についての把握というものはどのようになっていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

生徒児童数の減少によりまして、各学校には常時使用していない机や椅子はいくらかありますけども、破損等によりまして使える椅子と机を入れ替えているということも実際行っております。ですので、予備資材の数は、現在各学校では把握するようにしておりますが、教育委員会のほうでは集約できておりません。

なお、机や椅子の数は在籍する生徒児童数の数を基に整備しているため、予備の数は数多く見込めないというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）それで大丈夫だと思うんですけども、ただ、長机とか、別に完全100%のフルの資材を準備する必要って全くなくて、長机に3人ぐらい座らせても勉強ってできますので、そういった代替資材という

んですかね、そういうのも活用していただければなと思いますので、フレキシブルに考えて、今後考えていただければなと思います。

ちなみに、ここでこの前、へーと思ったのが教材ですね。教科書選定がありますけども、橋本市やつたら広域でやっていますけども、南の沖縄県のほうだと全く選定基準が違ったりして、同じクラスに入ってくるとなると全然違う教科書を使っているとかいうことになるので、平素からどこの地区がどういう教科書を使っているかというのを調べておくとか、県のほうで整備してもらうだけで、うちは何々町の人だったら同じ教範を使っているから、最悪コピーして貸し出すこともできるし、対応できますよみたいな、そういう連携も今後やっていただければなというふうに思います。

いずれにしても、データとして、能登地震において避難住民のうち二、三割の若年世代は、一旦避難してしまうとそこに居着くというデータがあるみたいなんですね。要はそこでもお仕事をされるということなんんですけど、そう考えたときに、橋本市、岩出市、紀の川市、和歌山市をどこを選ぶかってなったときに、大阪に行ける和歌山市か橋本市かというのが当然大きなウエートを占めてくるのではないかというふうに思いますので、そのときになってわたくわた慌てふためくんじやなくて、そういう環境になったときに、うちは何人受け入れますよ、計画的にやっています、どうぞ来てくださいと言えるような体制をやることが、結果的に被災者の方にとつてはありがたがられますし、我々としては、今人口減少だ何だかんだと言っていますけれども、住民を増やして、こちらのほうから生活していてまた元に戻るかもしれませんけど、生活再建にも支援できるという、非常に大きな価値のある場所に橋本市はあると思います

ので、そこは今後よく研究していただければなというふうに思います。

1問目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、新型コロナワクチン政策を転換すべきではに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）新型コロナワクチン政策を転換すべきではについてお答えします。

一点目の重症化する人を防げる見込み数とそれに係る予算（費用対効果）についてですが、新型コロナワクチンの予防接種は、予防接種法上、令和6年度から特例臨時接種から個人の重症化予防などを目的としたB類疾病の定期接種に位置付けられました。

厚生労働省からは、ワクチンは有効性や安全性が確認された上で薬事承認され、令和5年度秋冬の接種で用いられたワクチンの効果として、入院を約40から70%程度予防したなどの報告が行われています。

本市でも予防接種法に基づき接種事業を進めていますが、市レベルで具体的な重症化を防げる人数を算出することは、感染状況や接種率、対象者の属性など把握できない要素も多いため難しく、また、費用対効果についても同様に算出は困難です。

二点目の世代間負担についてですが、接種対象者については、65歳以上の方、並びに一定の基礎疾患有する60歳から64歳の方を対象としています。特に重症化しやすい高齢者を対象とすることは、医療費の削減や地域医療の負担軽減に大きくつながり、このことは結果として、若者世代の負担軽減にもなると考えています。

三点目の過去最大規模となる新型コロナワクチンの健康被害に対する評価についてです

が、新型コロナワクチンに関連する健康被害は、国が健康被害救済制度を通じて状況を把握し対応を進めています。健康被害が生じた場合、市が窓口となり、国の救済制度への申請を支援し、国の審査会において因果関係を判断する審査が行われています。新型コロナワクチンは重症化予防に一定の効果がある一方で、議員おただしのように副反応のリスクも存在すると認識しています。市としても市の動向を注視しながら、適切な情報提供に努めます。

四点目の若い世代に対しての副反応のリスクの周知についてですが、議員おただしのとおり、新型コロナワクチン接種後の10代・20代男性における心筋炎・心膜炎の発生率に関するデータが厚生労働省より公表されています。若年層への副反応については、これまでも接種時において医療機関などでリスクとベネフィットに関する説明をお願いしているところですが、引き続き情報の提供、周知に努めます。

最後に、五点目のワクチン政策に対する助成の見直しについてですが、今年度より国からの助成金はなくなりますが、他のB類疾病予防接種（定期接種）ワクチンと同様、交付税措置されています。ワクチン接種に係る市の助成については、今後も國の方針を注視するとともに、市の財政状況も踏まえながら検討してまいります。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございました。

では、一つ目の再質問として、令和7年度、今年度ですね、新型コロナワクチン接種事業における1回当たりの市の助成額とその予算額についてお願いします。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）今年度、令和7年度の新型コロナワクチン接種の1回当たりの接種費用、委託料でございますけれども、は1万5,600円となっています。そのうち、自己負担額は1回5,000円を予定しており、助成額は1万600円を予定しています。

なお、助成額1万600円のうち、一部が国から交付税措置される予定です。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）先日、民放番組で、分科会長をやられた尾身茂先生が発言された中で、新型コロナワクチンについては重症防止効果はあるんですけども、感染防止効果は期待できなかったと、そういう発言をされております。感染防止効果というのはどういうことかというと、公衆衛生上、こういう環境の中で、飛沫感染だとか空気感染するということなんですけども、そこについては防止効果がないので、ワクチンを打っててもかかるものはかかるよということなんですね。であれば、公衆衛生上の観点からは、助成金を出すべネフィットというんですかね、蔓延を防ぐという効果がないので、あまりベネフィットがないんじゃないかと思うんですけど、そこはどうでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）新型コロナワクチンは、公衆衛生の観点から、地域医療資源の保護や重症化予防、また、重症化予防に伴う医療費の負担軽減などの役割を果たしているというふうに考えています。

一方、ワクチン接種における副反応や安全性についても引き続き慎重に対応していく必要がございますので、市として、市民の皆さまが十分な情報を基に接種について判断ができるように、情報提供に努めてまいります。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）重症化予防効果があるという説明がございましたので、市民病院にお伺いしますけれども、昨年1年間で新型コロナにおける入院患者数と人工呼吸器を必要とする重症者、もしくは中等症以上の重症化患者の治療件数を教えてください。

○議長（田中博晃君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）昨年1年間の入院患者につきましては87名となっております。このうち、重症化で入院された患者につきましてはゼロ件となっております。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）重症化予防効果があるということなんですけども、重症化だった人がゼロだと。打ったからゼロなのか、打ってなくてもゼロなのかって、これは分からぬ状況ですね。

では、1個目に、費用対効果等算出困難ですという話だったんですけども、私なりに調べてみました。統計上の話なので、具体的にはしっかり調査していただきかなくてはならないと思うんですけども、スライドをお願いします。

まず、定義ですけども、先ほど市民病院のほうからありましたように、重症化というのは、コロナについては軽症、中等症1、2、重症に分けられます。重症については、人工呼吸器等をつけている、ICUに入っているという方を重症と定義されるということでございます。

実際の和歌山県のWIDRという、橋本保健所へ行ったら、ネットでも見れるんですけども、これを見てくださいということなので、そこから引っ張ってきました。だいたい5.何人かなぐらいが平均的に発生していますということです。

これもデータで出ています。和歌山県であるうちの7月、橋本市は4.33、定点監視ですけど、これぐらいの人数がコロナにかかっていますという報告がなされております。トータル統計で、和歌山県で258名の方が7月、新型コロナにかかりましたという報告がなされております。そのうち橋本市は、見ますと26名です。だいたい和歌山県の全体に対して10%ぐらいの比率でかかっていますよと、人口比にしたらそれぐらいなものかなというところですよ。

これも週別で見ると、週で見ると平均23人、和歌山県ですけども、入院患者数ですね。入院患者は今年度、和歌山県767名、うち橋本管内、これは市民病院と紀北分院の任意を報告義務していると言うしていましたけども、そこは11名でした。統計と実際の数字がちょっとずれるんですけども111名ですね。この111名のうちのワクチン接種対象者、60歳以上って何人なのというと83名で、罹患者の32%がワクチン接種対象者ということですね。

計算をしていくと、111人罹患しました。そのうち、ワクチン接種対象者、だいたい32%、この方たちが全員打っていたとしたらだいたい35.5%なんですけども、実際実績を見ると、6年度決算だと接種者数2,205人、橋本市ですね。でも、実際に橋本市の高齢者というか、60歳以上の方って何万人いますかってなると、だいたい2万人ぐらいはいるかなってなったら、1割ぐらいの方しか打ってないですよね、接種対象者。ということは、接種率、1を今掛けていますけど、0.1を掛けたら3.5人ぐらいなんですね。ワクチンを打っている方というのは、入院している方というのは。その方をもし打ってなかつたらこれぐらいあったけども、打ったからこんだけに減ったよねというその数字ってなかなか出しにくいんですけど、統計上やると、2万人近い対象者が全員

打っていたとしたら、だいたい打っていなかつたら20人から80人入院するところが35人に抑えられたよってなるんですけども、実際の対象者って1割ぐらいの方しか打っていないので、そうなるとすごい少ない数の人しか助けてなかつたというか、ワクチンによって重症化を防げた方はすごく少ない数になるんじやないかというふうに試算ができます。

実際、投下した資本、接種に助成した額はいくらかというと、2,738万円投入していると。これ、どうですか。全員高齢者が打ったとして、20人の方を入院を防げたってなつたとき、命に代えられないところはあるんですけど、一人当たり2,000万円を20で割ると100万円ぐらいですかね。これぐらいの費用をかけて入院患者を1人減らしたというような費用対効果なんんですけど、これってどう評価したらいんかなというのは、今後調査していただきたいなということを今回は提言させていただきたいというふうに思います。

実際、泉大津市は、こういう副反応の話もありますけどこの効果の話も考えて、市は助成をしないと。打ちたいと、本当に必要だと自分で思う人は、自分でお金を出して払ってくださいよ、1万5,000円払って打ってくださいよという政策にしております。そういう自治体もあることをお伝えして、今後、橋本市の新型コロナワクチン事業、転換していただけるように要望をしまして、2問目の質問を終わります。

○議長（田中博晃君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）先ほどの私のほうの答弁の中で誤りがありましたので、一部訂正のほうをさせていただきます。

昨年の入院患者数ということで87名とお答えさせていただきましたが、正しくは直近、令和6年の9月から令和7年の8月までの入院患者数となっております。訂正して、おわ

びさせていただきます。

○議長（田中博晃君）よろしいですか。

○3番（岡本喜好君）はい。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、学校の再編統合に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）学校の再編統合についてお答えします。

学校の再編統合については、令和6年4月に第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針を策定した後、小学校や未就学児保護者、地域の方々を対象に説明会・意見交換会を開催しました。

意見交換会で頂いたご意見や教育委員会議における議論を踏まえ、主に学校再編の方針について見直しを行い、2回目の説明会を経て、本年4月に第2期基本方針を改訂し、教育委員会としての方針を決定したところです。

現在は、この第2期基本方針を包含する（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画の策定に向けて、庁内検討委員会を設置し、協議を重ねています。加えて、市立小・中学校の全教職員を対象とした「（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画に係る教職員アンケート調査」や、市民参加型の「新しい時代の学校を考えるワークショップ」において頂いた幅広いご意見を収集し、子どもにとってよりよい学習環境を構築できるよう取り組んでいるところです。

今後は、これらを包括した計画案を基に、より広くの市民のご意見を頂くためのパブリックコメントを実施する予定です。その上で政策決定を行い、市議会へ報告いたします。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）では、事前に言ってい

なかったんですけど、先日行われた市民参加型のワークショップで幅広い意見を収集したんですけども、この幅広く意見を収集した、参加された市民の数について教えてください。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）計5回で、延べ人数45名でございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。45名から幅広い意見を頂いたということでございました。

では、スライドをお願いいたします。先日、私と2番議員といろいろ話しまして、皆さんの意見を聞きたいよねということでアンケートをさせていただきました。そして多くの議員のご賛同を頂きまして、保護者、そして教職員、そして区・自治会の皆さんから貴重なご意見を頂きました。そしてこれは、今回の質問があるので1回目は8月末、そして2回目は9月末までを一応締切りとしてやらせていただいております。

アンケートの方法なんですけども、できるだけ幅広く意見を聞きたいという目的から、現在小学校に通っている保護者で、再編に係る旧小学校全児童・保護者、数にして1,530名なんですけども、兄弟がいるので、若干世帯数は1,300とか1,200ぐらいになってくるのかなとは思うんですけども、これぐらいの数で全数調査をさせていただきました。

これから再編統合に実際関わってくる未就学児につきましては、どのこども園に通っているか分からないので、橋本市全域の全ての14こども園等に配らせていただきました。対象者が約1,650名で、これも全数調査でございます。

教職員につきましては、いろいろな知見を伺いたいということから、橋本市内の小学校

の全14校の教職員145名、これも全数調査でやらせていただきました。

区・自治会につきましては、再編に関わる校区の自治会全部でさせていただきました。

幅広く意見を頂くようにいたしました。スライドをありがとうございます。

1項目で、1番議員が昨日質問をされて、すばらしい意見で、教育長もすごいいい意見いいなと思っていて、大事やなと思ったんですけども、主権者教育、国や社会の問題を自分たちの問題として捉え、主体的に考え、判断し、行動できる主権者を育成する教育、これが大事ですよと言われました。この課題解決に向けて協働や合意形成の力、社会形成に参画する力を育成することが重視をされていますと。今回の学校の再編に関する地域課題、これは子どもにとっても保護者にとっても絶好の主権者教育の場として活用できるのではないかと思いますが、今後、学校教育の場で、主権者教育の一環として、これの再編について、まさに地域の課題を解決するための題材としてこの問題を取り上げるのはいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育長（今田 実君）再質問ありがとうございます。

本当に主権者教育というのは、昨日もお答えしたとおりすごく大事なことです。ただ、今回の場合については、やっぱり学びとして捉えていく、時間をかけてやっていくということが必要になりますので、なかなかそういう時間というのを取りにくい状況があるかなというのが一点と、それと、今回、学校再編という幅広いことから物事を考えていかなければならぬということもあります、やっぱり年齢のことも考えると、それだけのことを子どもたちに判断させていくということよりは、今後こういうことが起こるときに、

自分たちがよりよい学校づくりをしていく、また、不安なく再編に取り組んでいくということについて意見を頂く中で、自分たちの仲間づくりの観点から取り組んでいくということは大事なことかなと、そんなふうに考えております。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）私、ワークショップ、実際5箇所全部行かせていただいて、途中参加もあったんですけども、その中でよくいい意見だなって言っていたのは、できるできる理由よりも現実を見せて、失敗もさせて、体験させて、乗り越えていくんだという力がこれからの方に必要なんじゃないかという声が少なからずあったと思うんです。

だから、私たちは理想があるけども、こんな現実があって、あらがったけども駄目だった、もしくはあらがった結果、それを乗り越えたんだという、これはすごく強烈な体験として今の子どもたちにいい影響、よくもあれば悪くもあるかもしれないんですけど、少なくとも強烈な影響を与えることができて、その中でワークショップを見せていただいたら、やっぱり考えることで、そんな意見もあるよね、こんな意見もあるよねというのが、当然プラスとマイナスの影響って絶対あるので、それを実際目にして育っていくという、まさにその場を見せてもらったんですよね。それが、これが大事だよねって言っているんですけど、それを学校の場には入れないというの私が私はもったいないなというふうな感じがします。

話は変わりますけど、嘆願、これ、いろんな市で僕は見たんですけども、この学校再編に関わっては、やっぱりやってくれという要望書がいっぱい届いているんですよ。でも、届いているから、それを後押しする形で学校再編しましたという声が結構多くて、いろん

な教育委員会も、要望書があつたら前に検討しますよというような前提条件のようなことをしている教育委員会もあるんですけども、うちの橋本市はそういうのが見られない。反対するとか撤回する嘆願書は届いているんですけども、当然、これからやったほうがええとほんまに思うんやつたら、やってくれという要望書が届くはずなんですよね。今までに、再編に賛成をする要望書、保護者、区とか、届いていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

説明会や懇談会の場で直接声としては届いていますけども、要望書としては届いておりません。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）賛成の人もいれば、でも、反対の声も届いているでしょう。ということはどっちが多いのという話で、どっちがどんだけ人を集めてくるのって話と違います。

これから、先ほど5番議員も言っていましたけど、合意を得て進めていくべきだというのが8割近い方がそう言われている。これは保護者も区も教職員もみんな同じ。これは民意ですよ。これに対して、何をもって理解をしてもらったかと担保をするのか。この民主主義の世界においては選挙、住民投票、アンケート、要望書をもらう、あと、署名活動をする、いろんな手段がありますよ。陳情でもいいし、請願でもいいですよ。こういった形でどのような手段をもって、教育委員会は住民当事者に理解を得たというふうな担保をするんでしょうか、教えてください。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

担保といいますのは、橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会におきまして、まず

そこで慎重な意見や検討を重ねていただいて、答申を頂いたんですけども、その中で検討会でアンケートを取りました。その中で、学校に改善してほしい項目というのがありますと、特になしが一番多かったんですけども、続いて多かった意見としましては、クラス替えができず人間関係が固定していること、また、クラス数が少なく、クラス同士が切磋琢磨することができないこと、また、グループ学習でグループ数が少なく、多様な意見に触れにくいことという意見がありました。

こちらを分析させていただきますと、2クラスある以上の学校と単学級や複式が生じている学校の保護者では、こちらの単学級や複式のクラスの学校の保護者のはうが、先ほど申し上げた割合が高かったんです。それを受け、検討委員会から答申を受けて、我々は2期方針というのを定めてきました。その説明会と意見交換会を、対象の再編の保護者や地域の方々に生でお伝えをしてきたところです。

当然、最初は、学校再編の年度等につきまして反対意見は頂いたんですけども、繰り返し、PTA役員であったり保護者に直接話をさせていただくことによりまして、徐々にではありますけども理解は求められているというふうに感じております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）理解を得ているんですかね。そのような数字が出てくればいいんですけど。

スライドをお願いします。若干先ほど抜け忘れたんですけど、今現在、今日の朝、夜の12時段階で届いている回答数です。保護者については174件で11%程度、未就学児については374件、学校教職員132件で53%以上の教員が回答いただいている。区・自治会からは

406件ですけども、これからまだまだ回覧板で回しているので、もうちょっと増えるかなということです。合計1,086件の回答を得ています。

これは、ごみ収集のときに住民アンケートを取ったやつがだいたい700件ぐらいだったかな、この前確認しましたら住民満足度調査、これも703件ぐらいで市の政策を決めているという話でしたので、この1,086というのは、市の政策を決定する上で、十分過ぎるだけのサンプルを取っているものであるということは認識いただければなというふうに。ただし、統計のアンケートの専門家ではないので、問題の作り方とかは、そこについては一定の理解をよろしくお願ひいたします。

児童については、だいたい均等に1年から6年まで皆さん答えていただいている。左側です。そのうち、だいたい8割の人は、再編統合は関わらないよというような感じで、もう卒業してしまいます。一方、保護者につきましては、今の計画であれば統合するときまでには卒業している、もしくは統合してから進学するというような形が5割の方、5割の方が自分の子どもが在学中に転校を伴って再編されるというような数でございます。

ここは褒め言葉というか、何回も、27回説明会をされたということなので、赤いところですね、教育委員会の評価についてということで、誠意は感じるというような評価が半分以上あったので、これはやっぱり数字でちゃんと出ているなというふうに私も思いました。もうちょっと慎重かなとか思ったんですけども、そこは誠意を感じているなというふうに思っています。

ただ一方で、何でそれを評価しないのかというと、納得できる説明とか提案になっていない、もしくは説明会の回数が少ない、あと保護者の意見が反映されていない。これがだ

いたい大きな三つの話かなって。半数近い方がまだ十分な提案とかになっていないよというのが、不十分であるといううちの意見でございます。

直球でいきますね。賛否。賛成も反対も半々ぐらいです。そして、やむを得ないかなという方もおられます。これが一番多いかな。慎重であるべきというのが黄色になるんですけども、ここで私が気になったのは、統合を皆望んでいるんであれば、子どもたちのこの一番赤で囲っているところなんんですけど、お子さまが望んでいる。今現在通っているお子さまに聞いたら、お子さまが望んでいるというのは1件なんですよ。お子さまが望んでいないというのが11件。次、10倍の人が望んでいないと言っているんですよ。未就学児の子どもについては、お子さまが望んでいる。今、多分ほとんどの方が、7割ぐらいの方が3歳とか2歳で、まだうちの子判別つかへんわという方なので、恐らく年中、年長の方だと思うんですけども、お子さまが新しい学校のほうがいいわという人は3人、一方、ちょっと困るわという人が11名です。4倍ぐらい困っています。

教職員について、児童・保護者が望んでいる。128件回答を得て1人です。児童・保護者が望んでいないと感じている方、23人で40%ぐらいの方はそういうふうに思われています。

区・自治会の方。保護者・児童が望んでいるという方が7名、望んでいないという方が80名。ちょっと戻しますけど、反対と賛成の比率ですけど、児童の保護者については、賛成の意見が35件に対して反対が59件、未就学児については、賛成が78件の理由があるに対して、反対の意見があるのが103件。教職員については、賛成20に対して反対55件。区・自治会も、賛成112人に対して反対212件の理由を挙げておられます。

左の数字を見てもらった分かるんですけども、上のほうは221件で上のグラフですけど、下は379件で下のグラフになりますけど、ほとんどパーセンテージは変わりませんので、これ以上、恐らく数字を取っても、この比率というのは変わらへんということは、恐らく正しい数字なのかなというふうに思います。要是納得されていなくて、児童・保護者は望んでいないよというのが、今の現在の教育委員会の提案になっているのかなと類推することができると思います。

気になったのが、保護者と未就学児、自治会アンケートはみんな満足いく説明となっていないよという中で、教職員だけが特異な数字が出ていて、教職員意見が反映されていないというのが56%出ているんですね。どういうことなんやろって。さっき調査したって、意見を聞いたんと違うんって。でも、教員はそんなん思ってへんでという話ですよね。これ、どうしましょうという話。もう一回、ちゃんと教職員から再編に関わるアンケートで、どうしたらいいでしょうというのをもう一回取ったほうがいいんと違うかなというのが、アンケートで出ております。

質問がどんどん飛んできますわね。すいません。ここで1回スライドを止めてください。どんどん時間がなくなるんですけど。

賛成に対して反対が多いんじゃないかということで、突き詰めていくと再編統合で魅力を感じてないということやと思うんですよ。魅力があったら、こっちの学校へ行きたいってなるんですよ。でも、なってないというのが今の提案の現状なんです。だから、どう取り組むのという話なんですよ。

時間がないから飛ばしますけど、この前ちょっとヒントを得たのは、学文路小学校で出前講座へ行ったんですけど、僕ら、学文路小学校区、コンビニもないしどこにも行かれへ

んねんと。これ、校区を広げたら、橋本のほうまで行ける、エバーグリーンでもどこでも、マツゲンも行けるがな、コンビニも行けるがなってなるから、これ、一つの魅力かなと思ってね。これ、校区は広がるんですかね。検討状況はいかがでしょう。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

再編で校区が広がるという、伴う児童の行動範囲につきましては、統合準備会におきまして保護者や地域の意見も頂く中で決まっていくものと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）普通、入って仕事をしに行ったら、人に慣れ、場所に慣れみたいな話がありますわな、仕事に慣れみたいな。今からそこの学校へ行くのにそこの地域のことを知らんかったら、慣れてないやないかって話。どこまで行ったらええかも分からへんねんから、それやったら、今再編するんだったら、今子どもたちは外にも行きたいという要望もある。ほんなら、そこの地区のことを知っておいてもらったほうがいいから、事前に校区を広げておいてあげようよってなるんちやうのかなって。それ、準備委員会まで待つ必要がありますかって話なんですよ。それをやってあげたら、少なくとも子どもたちは、「あそこへ行けるようになった」と言うんですよ、子どもたちだけで、自転車に乗ってでも。それは大きな魅力の一つやと思うので、ぜひこれは検討してもらいたいなと思います。これ、助け船ですからね。

次に、懸案事項です。スライドをお願いします。懸案事項で一番多いのが、予想通りやと思うんですけど、転校と通学環境なんですよ。要は、転校をしなかったら賛成するよって保護者も少なからずいます。そして、通学

環境をよくしてくれるんやつたら、分かりましたと言う人もいますと。ここが一番なんですよ。だから、今回のアンケート、分かりましたよ。確かに一部は2学級のほうがいいって言いますよ。でも、保護者の多く、児童の多くは何がつばかというと、今の通学環境を変えるんか、もしくは転校はないんか、そこだけなんですよ。言い方はちょっと乱暴ですけど。そこをクリアしてあげれば解決するんですよ。

だから、皆さんが教育環境、子どもたちのために、ためについて言っているその押すつばがずれとる。だから、そこをちゃんと、市民とか皆さん、子どもたちが「そこよ」と言って、「そこを押して」というそのつばを押してくださいよ。それが僕らの言える最大の応援ですわ。そこをやってくれたら、分かりましたって言うてくれる人もいますわ。

それ、恋野の踏切の話も一緒でしょう、全部。だから、そこをちゃんと手当して完結したら、理解を得れる。でも、そこを、ふんふんふんと言って流しておいて、聞き置いて、そこを中途半端にしつら理解を得られませんよ、いつまでたっても。そういう声を僕らは受けて議決しますから。そこはよくやっておいてください。

あともう一件で、スライドをお願いします。もう一つの懸念が不登校なんですよ。児童も未就学児も教職員も全ての人が、再編すると、不登校が増えるって懸念してはるんですよ。今、教育委員会、毎年毎年統計を出していると思いますけど、不登校は増えていますよね。これ以上にまだ増える要因が増えてくるんですよ。さらに、小学教職員のアンケートの方は、今現に不登校の子が学校が替わることで、ますます通えなくなる、そういうことを懸念されています。こういうことに対しての対策をお願いいたします。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。
教育委員会の対応としまして、三つの支援を講じていきたいと考えています。

まず一つ目は、再編前後における不安解消の取組みです。事前の交流活動の実施によりまして、子どもたちの緊張緩和を図ること、アンケートや個別面談を通じまして、児童生徒一人ひとりの不安を把握すること、教員による積極的な声かけと学級運営上の工夫を行うことなどを考えております。

二点目は、不登校傾向にある児童への重点的支援です。再編前に校舎や教職員と接触の機会を設け、環境の段階的な慣れを促すこと、保護者や教職員間の情報共有を強化すること、校内に安心できる居場所を確保することなどを考えております。

三点目は、専門スタッフの活用です。スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置を充実させ、心理的支援と家庭支援を両輪で行いたいと考えております。

簡潔ですが、以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。
スライドをお願いします。あと、教職員に行ったアンケートで、どの人数が教育しやすいですか、もしくは支障を感じますかというアンケートを取りました。すると、物の見事に、30人から35人で自信を持って、教育効果が高くてできますという人は、128名中1人でした。無理ですって言った人が、効果が悪いですという人が86名。これは生の数字やと思うんですよ。だから、統廃合して、1クラスならへんものは、教育環境が悪くなっているという話なんですよ。

このグラフ、はっきり言って、僕が何か月前かに、こういう教育効果がありませんかつて正規分布みたいなのを出したけど、全く同

じ曲線を描いているんですね。だから、理論と体感というのは一緒なんですよ。そのとき教育部長は、クラスで教育効果は変わりませんと言ったけど、絶対変わっています。恐らく変わっています。確認してもらつたらいいかなと思います。

具体的に支障があるのは何かというと、時間がないから、スライドを映しておくので、後でユーチューブを見て確認してもらつたらいいんですけど、抜粋ですけども、30から35人以上で支障ありますって、どういう支障がありますかって、具体的に言うたら42件ご意見が寄せられました。130人中40件以上寄せられました。

一方、少人数クラスを受け持っていない方もおられるので、これは数少ないんですけど、少人数でも支障は感じる。これは当然またあります、違う別の問題で。これは8件にとどまっております。

つまり、30人から35人以上の、もしくは27名以上ぐらいかな、結構大人数の児童を面倒を見るというか、教育する環境にある方は、かなりのストレスとか無理をして教育をしていただいているというのが現状としてあると思います。

時間がないのでどんどん行きますね。教員からあった意見で、受け入れる学校、廃止となる学校、それぞれ再編業務の増加分、これはあると思うんですけども、具体的に人員としてどの程度補充、業務支援をしていただけるんでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）再編に関しましては、統合加配という制度がございます。その要望をしていく予定をしております。要望ですので、ここで何人もらえるというような確定した数字は言えませんが、そこはしっかり努力していきたいところ。プラスアルファ、市と

しても応援できるような要請を協議、学校とした上で対応していきたいと、そんなふうに思います。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）教員のこれ以上の業務負担がないように、そしてやる気が出る、やりがいがあるような、そういう職場環境をよろしくお願ひいたします。

アンケートの中で、学校を閉校することで予算が削減というか節約できて、今残存する学校の設備投資とか、学校設備がよくなるという話があるんですけれども、これというのは事実なんでしょうか。どの程度予算が増額されるか、分かれば教えてください。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）まだ実は、政策決定をするときに全ての費用を出せと。これから改修をする学校はどこどこやとか、そういうところをまず精査しないとなかなか出しにくい。学校によっては、本当に大規模的に改修するという問題もありますし、小規模校でも学校が続けている限り、やっぱり修繕というのは必ず出てくるという問題もありますし、まだそこについては多分概算で出しているだけなので、きちつとした数字ではないので、そこについてはこれから精査をします。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）分かりました。

では、学校設備がよくなるという幻想を抱いている住民が3割近くおられるので、そこについては、学校の設備が統合したからってよくなるわけではありませんというちゃんと説明をしつかりお願いいたします。

最後に、市長、これから4期目をめざされるということなんですけども、この学校再編というのは極めて大きな、住民に対して、ものになると思うんですけども、このまま進めるのか、修正とか考えたほうがいいのかなつ

て、お考えがあれば一言お願ひします。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）まだ政策決定もしておりませんし、私が出してくれって言った姿も、まだ実は教育委員会から出ていなくて、まだ政策決定は駄目よという話をしています。今後も、議員の皆さんがあんケート調査をしてあるので、教育委員会との整合性もきちつと取った上で進めていけよという話をしています。

だから、これから実際のところ、今教職員のアンケートでもかなり差異が出てきてたり、思ったりショックやったのが、30人学級とか35人学級ではなかなか教師としてやっていくのは難しいと言われますと、なかなか経験している人間も少ないなという問題もちょっと出てきたかなと思いますので、これについては再度、教育委員会ともう少し整合性を取って、私が与えた宿題を早く返してこいよという、そこもあるんです。実はどんな学校をつくって、どんな教育をするんやという話を常に出してあるんですけど、まだいまに戻ってきていないというところもあるので、そういうところも含めて、これから検討をしていくというふうになります。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会し、明9月10日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

（午後5時12分 延会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議長 田中博晃

4番議員 梅本知江

7番議員 岡弘悟

